医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度

報告事項説明資料

ー　医療版　ー

令和7年度v1.1版

2025年12月16日

改訂履歴

版	改訂日	改訂内容	備考
v1.0版	2025/11/6	作成	
v1.1版	2025/12/16	・項番25の令和6年度暫定措置に関する記載を削除 ・項番807、項番820の注意事項欄へ追記	

■報告事項説明資料（医療）の見方について

〇報告事項説明資料の資料構成は以下の通りとなっています。
「報告事項説明資料（医療）」のイメージは下図上部の通りで、そのイメージ内にある見出しが示す内容を右表に記載しています。
下図左側には、G-MISの画面上で表示される項目と、報告事項説明資料の関連を示すイメージを提示していますので、あわせて参考にしてください。

報告事項説明資料の見方（医療）

○「報告事項説明資料（医療）」は以下の図表 報告事項説明資料（医療）」の内容で構成されています。
“説明が必要”と考えられた項目のみ掲載し、説明を記載しています。

図表 報告事項説明資料（医療）（一部抜粋）

図表 報告用の入力画面イメージ

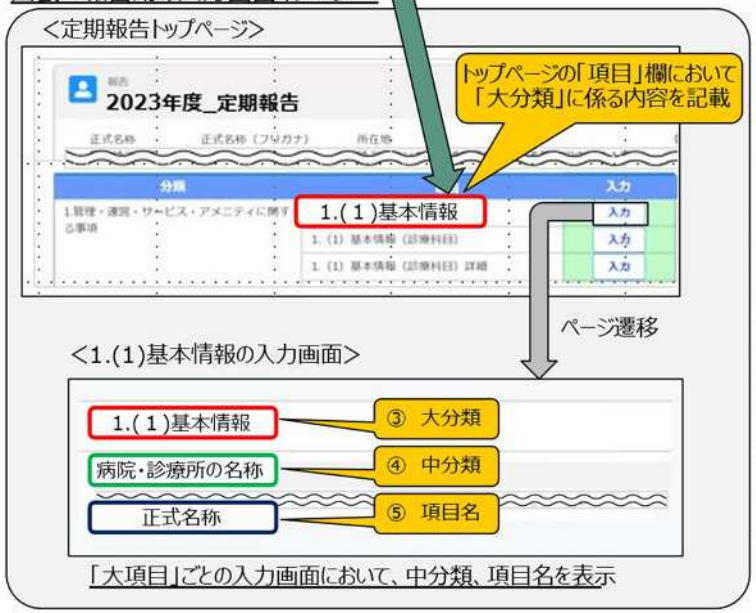

図表 報告事項説明資料（医療）における見出し内容

見出し	内容
① 項番	項目単位の通し番号です。
② 機関区分	報告対象の機関区分として、「病院」「診療所」「歯科診療所」「助産所」の区分されています。 各区分に該当する項目に「○」がついています。報告事項説明を機関別に絞り込みたい場合▼ボタンから選択してください。
③ 大分類	項目説明を基本情報、診療内容、実績、難病の大区分で分類したものです。
④ 中分類	③大分類を機能別に分類したものです。
⑤ 項目名	報告項目の項目名です。
⑥ 説明	⑤項目名に関する説明です。「具体的に何を報告するのか」がわかりにくい項目のみ、補足記載しています。
⑦ 注意事項	⑥「説明」以外でG-MISを使った報告や入力にあたっての注意点等を記載しています。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
1	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	保健所コード	G-MIS管理上の項目であり、入力不要な項目です。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
2	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	二次医療圏コード	G-MIS管理上の項目であり、入力不要な項目です。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
3	○	○			1.(1)基本情報	基本情報	救急告示医療機関	当該医療機関が救急病院等を定める省令に基づき、都道府県知事が認定した医療機関に該当するかを設定します。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
4	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	開設日	対象となる医療機関を開設する（した）日付を記載してください。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
5	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	休止日	対象となる医療機関において休業期間を設定する場合の休業・休止を開始する（した）日付を記載してください。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
6	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	廃止日	対象となる医療機関において営業廃止する（した）日付を記載してください。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
7	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	再開日	対象となる医療機関において休止後、営業を再開する（した）日付を記載してください。	紙の調査票の場合は、項目はありません。
8	○	○	○	○	1.(1)基本情報	連絡担当者	記入日	本報告を行った日付を記載してください。	-
9	○	○	○	○	1.(1)基本情報	連絡担当者	連絡先電話番号 内線 連絡先ファクシミリ番号 電子メールアドレス	医療機能情報報告に係る都道府県からの問合せ用の番号（メールアドレス）を記載してください。 患者、住民等からの相談のための連絡先とは異なります。	-
10	○	○	○	○	1.(1)基本情報	連絡担当者	外来区分	一般の方向けの外来を行う場合には「1：一般」を設定してください。 〈出張専門の助産所について〉 「出張専門の助産所」は、以下の各規定を踏まえると医療法第6条の3第1項における助産所とはみなされず、医療機能情報提供制度の報告機関ではないため報告不要です。 非公開の住所情報等が医療情報ネットで表示されてしまう懸念がありますので、出張専門の助産所をG-MISに登録・医療情報ネットで公表しないようご対応をお願いします。 ※既にG-MISに登録されている場合、本項目で「9：その他一般外来を行わない」を設定することで医療情報ネットで公表されなくなります。 （医療法第5条の規定） 「公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は 出張のみによつてその業務に従事する助産師 については、第六条の四の二、第六条の五又は第六条の七 、第八条及び第九条 の規定の適用に関し、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす」 （「医療法の疑義に関する件」における規定） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta0796&dataType=1&pageNo=1 「出張のみによってその業務に従事する助産婦については、第八条、第九条、及び第四十一条の規定の適用に関してのみその住所が助産所とみなされるのであり、その他の規定の適用に関しては、助産所とみなされない」	【注意】「9：その他一般外来を行わない」を設定した機関は、全国統一システムの住民・患者向け機能には表示されず、検索結果として表示されません。
11	○	○	○		1.(1)基本情報	病院・診療所の名称	正式名称 フリガナ 略称 英語表記（ローマ字表記）	開設許可証や開設届と同じ正式名称としてください。 フリガナは、カタカナで記載してください。 ローマ字について、英語表記の名称がある場合は、英語表記を記載して差し支えありません。 （例） フリガナ　コウセイロウドウショウホンショウビョウイン 名称　厚生労働省本省病院 ローマ字　Koseirodoshohonsho Byouin	ローマ字表記はヘボン式で記載してください。具体的な表記の説明については本資料最下部にありますのでご確認ください。
12				○	1.(1)基本情報	助産所の名称	正式名称 フリガナ 略称 英語表記（ローマ字表記）	開設許可証や開設届と同じ正式名称としてください。 フリガナは、カタカナで記載してください。 ローマ字について、英語表記の名称がある場合は、英語表記を記載して差し支えありません。 （例） フリガナ　コウセイロウドウショウホンショウジョサンジョ 名称　厚生労働省本省助産所 ローマ字　Koseirodoshohonsho Josanjo	ローマ字表記はヘボン式で記載してください。具体的な表記の説明については本資料最下部にありますのでご確認ください。
13	○	○	○		1.(1)基本情報	病院・診療所の名称	携帯電話案内用略称	電話番号案内において、略称が登録されている場合に記載してください。 （例）○○府立病院 → 府立病院、県立○○病院 → 県病院	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
14	○	○	○		1.(1)基本情報	病院・診療所の開設者	開設者名	医療機関の開設・経営の責任主体。 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た情報と一致させて記載してください。	–
15				○	1.(1)基本情報	助産所の開設者	開設者名	助産所の開設・経営の責任主体。 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た情報と一致させて記載してください。	–
16	○	○	○		1.(1)基本情報	病院・診療所の管理者	管理者名	開設者の任命を受けて医療機関の管理・運営について責任を持つ者。 医療法の規定に基づき届け出た情報と一致させて記載してください。	–
17				○	1.(1)基本情報	助産所の管理者	管理者名	開設者の任命を受けて助産所の管理・運営について責任を持つ者。 医療法の規定に基づき届け出た情報と一致させて記載してください。	–
18	○	○	○		1.(1)基本情報	病院・診療所の所在地	郵便番号 所在地 所在地（フリガナ） 英語表記	開設許可証や開設届と同じ記載としますが、都道府県名から記載し、フリガナ（カタカナ）、郵便番号及び英語での表記を記載してください。開設許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名までを記載することは差し支えありません。 〈英語による表記方法〉 ・表記する順序は、建物名部屋番号, 地番町名,（区,）市町村, 都道府県の順に、狭い範囲から広い範囲へと記載してください。 ・単語の１文字目は大文字で記載し、２文字目以降は小文字で記載してください。 ・単語の間は「,」でつなぎます。 ・ビル名、マンション名、スーパー等の店名は省略して差し支えありません。 ・「Building」は「Bldg.」と、「Floor」は「Fl.」又は「F」と、「Room」は「Rm.」と略記して差し支えありません。 （例１）千葉県千葉市中央区市場町１－１　千葉ビル2階 1-1-2F, Ichibacho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba-ken （例2）千葉県東金市東新宿１－１－１１　ちばマンション102号 1-1-11-102, Higashishinjuku, Togane-shi, Chiba-ken （例3）千葉県夷隅郡大多喜町猿稲１４ 14, Saruine, Otaki-machi, Isumi-gun, Chiba-ken	〈G-MISの場合〉 「所在地」の入力は、都道府県名を含めて正しく入力をお願いします。 なお、郵便番号を正しく入力した上で、「住所検索」ボタンを押し、住所を反映させてから以降の住所を入力する方法をとると、エラーなく登録可能です。
19				○	1.(1)基本情報	助産所の所在地	郵便番号 所在地 所在地（フリガナ） 英語表記	開設許可証や開設届と同じ記載としますが、都道府県名から記載し、フリガナ（カタカナ）、郵便番号及び英語での表記を記載してください。開設許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名までを記載することは差し支えありません。 〈英語による表記方法〉 ・表記する順序は、建物名部屋番号, 地番町名,（区,）市町村, 都道府県の順に、狭い範囲から広い範囲へと記載してください。 ・単語の１文字目は大文字で記載し、２文字目以降は小文字で記載してください。 ・単語の間は「,」でつなぎます。 ・ビル名、マンション名、スーパー等の店名は省略して差し支えありません。 ・「Building」は「Bldg.」と、「Floor」は「Fl.」又は「F」と、「Room」は「Rm.」と略記して差し支えありません。 （例１）千葉県千葉市中央区市場町１－１　千葉ビル2階 1-1-2F, Ichibacho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba-ken （例2）千葉県東金市東新宿１－１－１１　ちばマンション102号 1-1-11-102, Higashishinjuku, Togane-shi, Chiba-ken （例3）千葉県夷隅郡大多喜町猿稲１４ 14, Saruine, Otaki-machi, Isumi-gun, Chiba-ken	〈G-MISの場合〉 「所在地」の入力は、都道府県名を含めて正しく入力をお願いします。 なお、郵便番号を正しく入力した上で、「住所検索」ボタンを押し、住所を反映させてから以降の住所を入力する方法をとると、エラーなく登録可能です。
20	○	○	○		1.(1)基本情報	病院・診療所の所在地	所在地座標（緯度） 所在地座標（経度）	「地図表示」ボタンをクリックし地図上で所在地の登録を行うと自動的に表示されます。	【注意】所在地座標が表示されていない場合は、全国統一システムにおいて位置情報を使用する検索（急いで探す、じっくり探す）の検索結果として表示されないため、必ず所在地の登録をお願いします。
21				○	1.(1)基本情報	助産所の所在地	所在地座標（緯度） 所在地座標（経度）	「地図表示」ボタンをクリックし地図上で所在地の登録を行うと自動的に表示されます。	【注意】所在地座標が表示されていない場合は、全国統一システムにおいて位置情報を使用する検索（急いで探す、じっくり探す）の検索結果として表示されないため、必ず所在地の登録をお願いします。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
22	○	○	○	○	1.(1)基本情報	案内用電話番号及びファクシミリ番号	案内用電話番号 夜間・休日案内用電話番号 案内用ファクシミリ番号 夜間・休日の電話対応が可能な時間帯	患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載してください。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載してください。 電話番号及びファクシミリ番号は、(03)9999-9999のように市外局番から記載してください。 （例）(03)9999-9999 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	-
23	○	○	○		1.(1)基本情報	診療科目別の詳細　基本となる診療時間　基本となる外来受付時間	基本となる診療時間 時間帯1_開始時間 時間帯1_終了時間 時間帯2_開始時間 時間帯2_終了時間 時間帯3_開始時間 時間帯3_終了時間	診療科目別、曜日別の診療時間を記載する際の基本となる診療時間を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 診療科目や曜日によって「基本となる診療時間」と異なる場合は、診療科目別の「診療時間」の記載時に修正することができます。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】診療時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
24	○	○	○		1.(1)基本情報	診療科目別の詳細　基本となる診療時間　基本となる外来受付時間	基本となる外来受付時間 時間帯1_開始時間 時間帯1_終了時間 時間帯2_開始時間 時間帯2_終了時間 時間帯3_開始時間 時間帯3_終了時間	診療科目別、曜日別の外来受付時間を記載する際の基本となる外来受付時間を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 診療科目や曜日によって「基本となる外来受付時間」と異なる場合は、診療科目別の「外来受付時間時」の記載時に修正することができます。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】外来受付時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
25	○	○	○		1.(1)基本情報	診療科目別の詳細　基本となる診療時間　基本となる外来受付時間	外来特記事項	外来受付における条件や制約事項等がある場合は、外来特記事項に記載してください。	-
26				○	1.(1)基本情報	就業時間（基本となる就業時間）	基本となる就業時間 時間帯1_開始時間 時間帯1_終了時間 時間帯2_開始時間 時間帯2_終了時間 時間帯3_開始時間 時間帯3_終了時間	曜日別の就業時間を記載する際の基本となる就業時間を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 曜日によって「基本となる就業時間」と異なる場合は、「就業時間」の記載時に修正することができます。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】就業時間の時間帯1の欄が必須入力項目になっています。 就業時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
27	○				1.(1)基本情報	病床種別及び届出又は許可病床数	許可病床 許可病床（療養病床数） 許可病床（精神病床数） 許可病床（結核病床数） 許可病床（感染症病床数） 許可病床（合計病床数）	医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数を記載してください。	-
28		○			1.(1)基本情報	病床種別及び届出又は許可病床数	許可病床 許可病床（療養病床数） 許可病床（合計病床数）	医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数を記載してください。	-
29	○	○	○	○	1.(1)基本情報	基本情報	特記事項	基本情報に関して、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。	-
30	○	○	○		1.(1)基本情報（診療科目）	診療科目別の詳細（1）標榜科目として届出している診療科目	Ⅰ：内科系 Ⅱ：外科系 Ⅲ：小児科系 Ⅳ：産婦人科系 Ⅴ：眼科系・耳鼻咽喉科系 Ⅵ：皮膚・泌尿器科系 Ⅶ：精神科系 Ⅷ：歯科系 Ⅸ：その他	平成20年4月以前の標榜科目の記載方法については以下を参考に入力してください。 （例）平成20年4月以前より標榜科目が「呼吸器科」であり、内科的な処置だけでなく外科的な処置も実施している場合、以下のいずれかで報告 ①「呼吸器内科」・「呼吸器外科」いずれも選択 ②Ⅸ：その他の「その他」を選択し、次の画面にて診療科名を自由記載 また、記載がない複数の診療科目を「その他」に入力したい場合、欄が1行しかないため、1件は「その他」に記入いただき、2件目以降は「外来特記事項」に記入してください。 なお、医療法第6条の6に基づく診療科目のみを入力してください。	記載がない複数の診療科目を「その他」に入力したい場合、欄が1行しかないため、1件は「その他」に記入いただき、2件目以降は「外来特記事項」に記載してください。 なお、記載する診療科目は医療法第6条の6に基づく診療科目のみでお願いします。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
31				○	1.(1)基本情報（就業時間）	就業時間	就業時間 曜日 時間帯1 時間帯2 時間帯3	助産所において業務を行っている曜日、就業時間帯を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】就業時間の時間帯1の欄が必須入力項目になっています。 就業時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
32				○	1.(1)基本情報（就業時間）	外来受付時間	基本となる外来受付時間 時間帯1_開始時間 時間帯1_終了時間 時間帯2_開始時間 時間帯2_終了時間 時間帯3_開始時間 時間帯3_終了時間	曜日別の外来受付時間を記載する際の基本となる外来受付時間を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 曜日によって「基本となる外来受付時間」と異なる場合は、「外来受付時間」の記載時に修正することができます。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】外来受付時間の時間帯1の欄が必須入力項目になっています。 外来受付時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
33				○	1.(1)基本情報（就業時間）	外来受付時間	外来受付時間 曜日 時間帯1 時間帯2 時間帯3	助産所において業務を行っている曜日、外来受付時間帯を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 「基本時間帯設定」をクリックすることにより、基本となる外来受付時間が就業している曜日に自動的に記入されます。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】外来受付時間の時間帯1の欄が必須入力項目になっています。 外来受付時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
34	○	○	○		1.(1)基本情報（診療科目） 診療時間	診療科目毎の診療日・診察時間・外来受付	診療時間 曜日 時間帯1 時間帯2 時間帯3	医療機関において診療を行っている曜日、就業時間帯を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】診療時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
35	○	○	○		1.(1)基本情報（診療科目） 診療時間	診療科目毎の診療日・診察時間・外来受付	外来受付時間 曜日 時間帯1 時間帯2 時間帯3	医療機関において業務を行っている曜日、外来受付時間帯を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 「基本時間帯設定」をクリックすることにより、基本となる外来受付時間が就業している曜日に自動的に記入されます。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】外来受付時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
36	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所までの主な利用交通手段 ルート1 ルート2 ルート3	最寄りの駅の路線名 最寄りの駅の駅名 最寄り駅から医療機関までの徒歩による所要時間（分）	最寄りの駅名、路線名、最寄りの駅からの徒歩による所要時間を記載	－
37				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所までの主な利用交通手段 ルート1 ルート2 ルート3	最寄りの駅の路線名 最寄りの駅の駅名 最寄り駅から医療機関までの徒歩による所要時間（分）	最寄りの駅名、路線名、最寄りの駅からの徒歩による所要時間を記載	－
38	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所までの主な利用交通手段 ルート1 ルート2 ルート3	バスによる医療機関までの経路1 バスによる医療機関までの経路2 バスによる医療機関までの経路3	バスの行き先、下車バス停名、バス停からの徒歩等所要時間を記載 （例）○○行き○○バス停下車　徒歩○分	－
39				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所までの主な利用交通手段 ルート1 ルート2 ルート3	バスによる医療機関までの経路1 バスによる医療機関までの経路2 バスによる医療機関までの経路3	バスの行き先、下車バス停名、バス停からの徒歩等所要時間を記載 （例）○○行き○○バス停下車　徒歩○分	－
40	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所までの主な利用交通手段	特記事項（主な利用交通手段）	最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等からの主な交通手段、所要時間等についての特記事項を記載	－
41				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所までの主な利用交通手段	特記事項（主な利用交通手段）	最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等からの主な交通手段、所要時間等についての特記事項を記載	－
42	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所の駐車場	駐車場有無	敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。	－
43				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所の駐車場	駐車場有無	敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
44	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所の駐車場	駐車場台数（有料） 駐車場台数（無料）	駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載	「駐車場有無」が「1:有り」の場合、駐車台数（有料・無料）を設定することができます。
45				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所の駐車場	駐車場台数（有料） 駐車場台数（無料）	駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載	「駐車場有無」が「1:有り」の場合、駐車台数（有料・無料）を設定することができます。
46	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所の駐車場	障害者向け駐車場台数	「駐車場有無」が「有り」の場合、適宜入力してください。	-
47				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所の駐車場	障害者向け駐車場台数	「駐車場有無」が「有り」の場合、適宜入力してください。	-
48	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	病院・診療所の駐車場	特記事項（駐車場）	駐車場を利用する場合の条件や制約事項等を記載 （例）駐車場が有料の場合の料金	-
49				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所の駐車場	特記事項（駐車場）	駐車場を利用する場合の条件や制約事項等を記載 （例）駐車場が有料の場合の料金	-
50	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	案内用ホームページアドレス	案内用ホームページアドレス	患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合、URLを記載してください。	日本語ドメインは使用できません（半角のみ入力可）。 日本語ドメインを含むURLについては、「Punycode表記に変換する」ようお願いいたします。 参考： https://punycode.jp/
51				○	1.(2)助産所へのアクセス等	案内用ホームページアドレス	案内用ホームページアドレス	患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合、URLを記載してください。	日本語ドメインは使用できません（半角のみ入力可）。 日本語ドメインを含むURLについては、「Punycode表記に変換する」ようお願いいたします。 参考： https://punycode.jp/
52	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	案内用ホームページアドレス	JIS規格への対応	「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ）」に対応し、高齢者・障害者を含む全ての利用者に配慮したホームページを作成している場合には、こちらにチェックを入力してください。	-
53				○	1.(2)助産所へのアクセス等	案内用ホームページアドレス	JIS規格への対応	「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ）」に対応し、高齢者・障害者を含む全ての利用者に配慮したホームページを作成している場合には、こちらにチェックを入力してください。	-
54	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	案内用電子メールアドレス	案内用電子メールアドレス	患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載	-
55				○	1.(2)助産所へのアクセス等	案内用電子メールアドレス	案内用電子メールアドレス	患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載	-
56	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	予約診療の有無	電話による診療予約の可否	「予約診療の有無（診療科目全般）」が「有り」の場合、入力してください。	-
57	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	予約診療の有無	メールによる診療予約の可否	「予約診療の有無（診療科目全般）」が「有り」の場合、入力してください。	-
58	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	予約診療の有無	予約用電話番号	「電話による診療予約の可否」が「可能」の場合、入力してください。	-
59	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	予約診療の有無	予約用メールアドレス	「メールによる診療予約の可否」が「可能」の場合、入力してください。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
60	○	○	○		1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	予約診療の有無	予約診療に関する特記事項	予約診療に関して、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。	－
61				○	1.(2)助産所へのアクセス等	面会受付時間	面会時間 曜日 時間帯1 時間帯2 時間帯3	面会可能な曜日、時間帯を記載してください。 午前、午後、夜間等で就業時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】面会時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
62				○	1.(2)助産所へのアクセス等	助産所の業務形態	助産所内における業務の実施	助産所内における業務の実施、出張による業務の実施を記載	－
63				○	1.(2)助産所へのアクセス等	時間外における対応の有無	時間外における対応の有無	就業時間以外における対応が可能かどうか。	－
64	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	時間外における対応	終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと	－
65	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	時間外における対応	病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること	－
66	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	時間外における対応	連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること	－
67	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	面会の日及び時間帯	入院中の家族・介助者の宿泊環境の有無	家族や介助者が患者に付き添って入院できるかどうか。	－
68	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	面会の日及び時間帯	入院中の家族・介助者の付き添い・同行の可否	入院患者の家族・介助者による付き添い・同行が可能な場合、「可能」を選択してください。 重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。 入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。 重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。	入院患者の家族・介助者による付き添い・同行については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和5年11月20日付け事務連絡）https://www.mhlw.go.jp/content/001177644.pdf において、周知しているところです。医療機関の皆様におかれましても、支援者の付添いについて、引き続き受入れのご検討をお願いいたします。
69	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	面会の日及び時間帯	入院中の家族・介助者に関する特記事項	入院中の家族・介助者に関して、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。	－
70	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	面会の日及び時間帯	面会時間 曜日 時間帯1 時間帯2 時間帯3	面会可能な曜日、時間帯を記載してください。 午前、午後、夜間等で時間帯が分かれる場合は、「時間帯1」の欄から順に記載してください。 時間は、24時間表記とし、1桁の場合には前に0を付与してください。 （例）0830、1800	【注意】面会時間が午後からの場合でも、時間帯1の欄から記載してください。
71	○	○			1.(2)病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	面会の日及び時間帯	面会に関する特記事項	面会における条件や制約事項等を記載	－
72	○	○	○		1.(3)院内サービス・アメニティ	院内処方の有無	院内処方の有無	外来患者に対して、院内で処方が行われているかどうか。	－
73	○				1.(3)院内サービス・アメニティ	外国人の患者の受入れ体制（2）多言語音声翻訳機器を利用した対応	外国語対応に関する特記事項	対応可能な外国語に関する条件や制約事項等を記載	－
74		○	○		1.(3)院内サービス・アメニティ	外国人の患者の受入れ体制（1）対応することができる外国語の種類	外国語対応に関する特記事項	対応可能な外国語に関する条件や制約事項等を記載	－
75				○	1.(3)院内サービス・アメニティ	外国人の患者の受入れ体制	外国語対応に関する特記事項	対応可能な外国語に関する条件や制約事項等を記載	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
76	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	外国人の患者の受入れ体制（2）多言語音声翻訳機器を利用した対応	多言語音声翻訳機器を利用した対応	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。	－
77	○				1.(3)院内サービス・アメニティ	外国人の患者の受入れ体制（3）外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備	外国人の患者に対するサポート体制	外国人の患者の受入れに伴い発生する特有の業務（通訳の手配、医療費の支払いに関する調整、他院への紹介、海外旅行保険会社とのやりとりなど）を担当する職員の配置又は部署の設置により、外国人患者の受入れに関するサポート体制が整備されているかどうか。職員の専任・兼任は問わない。	－
78	○				1.(3)院内サービス・アメニティ	外国人の患者の受入れ体制（3）外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備	特記事項（外国人の患者に対するサポート体制）	外国人の患者に対するサポート体制における条件や制約事項等を記載	－
79	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	聴覚障害者への配慮（手話通訳ができる者がいる）	手話通訳ができる者がいる場合、「有り」を選択してください。	－
80	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	聴覚障害者への配慮（遠隔手話通訳の提供）	遠隔手話通訳の提供が可能な場合、「可能」を選択してください。	－
81	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	聴覚障害者への配慮（筆談や音声認識アプリなどによる対応）	筆談や音声認識アプリなどによる対応が可能な場合、「可能」を選択してください。	－
82	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	視覚障害者への配慮（拡大文字、点字、代筆による支援）	拡大文字、点字、代筆による支援が可能な場合、「可能」を選択してください。	－
83	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	盲ろう者への配慮（自治体の派遣する通訳・介助者と連携した医療の説明）	自治体の派遣する通訳・介助者と連携した医療の説明が可能な場合、「可能」を選択してください。	－
84	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	言語機能障害者への配慮（自治体の派遣する失語症者向け意思疎通支援者等と連携した医療の説明）	自治体の派遣する失語症者向け意思疎通支援者等と連携した医療の説明が可能な場合、「可能」を選択してください。	－
85	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	聴覚障害者への配慮（施設内情報の表示）	聴覚障害者等の利便性に配慮し、施設内の案内等の情報を視覚的に表示している場合、「有り」を選択してください。	－
86	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	視覚障害者への配慮（施設内案内等の音声案内対応）	視覚障害者等の利便性に配慮し、音声による施設内の案内等が可能な場合、「可能」を選択してください。	－
87	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	視覚障害者への配慮（施設内点字ブロック設置）	施設内に点字ブロックが設置されている場合、「有り」を選択してください。	－
88	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	障害のある方の外来受診時・待ち時間における介助の取組内容	障害のある方の外来受診時や待ち時間において、介助を実施している場合は、その内容を記載してください。	－
89	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	障害者及びその家族向けの相談窓口の有無	障害のある方やその家族向けの相談窓口を設置している場合、「有り」を選択してください。	－
90	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	障害者に対するサービス内容	職員に対する障害者への合理的配慮や障害特性に関する研修の実施の有無	職員に対し、障害者への合理的配慮や障害特性に関する研修を実施している場合、「有り」を選択してください。	－
91	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	車椅子・杖等利用者に対するサービス内容	施設・敷地のバリアフリー化の実施	施設入口や施設内において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がなされていること（車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等）。 施設入口と施設内の両方においてバリアフリー化を実施している場合、「有り（施設入口及び施設内）」を選択してください。 施設入口のみ実施している場合は「有り（施設入口のみ）」、施設内のみ実施している場合は「有り（施設内のみ）」を選択してください。	－
92	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	車椅子・杖等利用者に対するサービス内容	施設・敷地のバリアフリー対応状況に関するホームページへの写真の掲載の有無	施設・敷地のバリアフリー対応状況について、ホームページへ写真を掲載している場合、「有り」を選択してください。	－
93	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	車椅子・杖等利用者に対するサービス内容	車椅子・杖等利用者への配慮がなされたバリアフリートイレの設置	車椅子・杖等利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置している場合、「有り」を選択してください。	－
94	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	車椅子・杖等利用者に対するサービス内容	オストメイト対応トイレの設置	オストメイト対応トイレを設置している場合は「有り」を選択してください。 オストメイトとは、「ストーマ」（人工肛門・人工膀胱）を保有する方のこと。 オストメイト対応トイレとは、排泄物を溜めるパウチ（袋）・尿瓶等の補助具の洗浄ができるシャワー等の特別な設備を備えたトイレのこと。	－
95	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	受動喫煙を防止するための措置	施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。特定屋外喫煙場所（項番74）を備えている場合は該当しない。	－
96	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	受動喫煙を防止するための措置	健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙防止のための必要な措置等がとられた上で、喫煙することができる場所として区画された場所を備えていること。	－
97	○				1.(3)院内サービス・アメニティ	医療に関する相談に対する体制の状況　※病院を対象	医療に関する相談窓口の相談員の人数 医療ソーシャルワーカーの配置人数 精神科ソーシャルワーカーの配置人数	相談員の人数を記載してください。相談員のうち、医療ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカーを配置している場合は、それぞれの人数（※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算（小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで表記）により記載する）。	－
98		○	○		1.(3)院内サービス・アメニティ	医療に関する相談員の配置の有無及び人数	医療ソーシャルワーカー等の配置人数（非常勤を含む場合は、常勤換算後の人数）	人数は非常勤（常勤換算）を含む。（常勤換算：小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで表記。）	－
99	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ	院内サービス等に関する特記事項	特記事項	院内サービスに関して、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
100	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ(外国人の患者の受入れ体制)	外国人の患者の受入れ体制(1)対応することができる外国語の種類	(外国語の種類)	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載してください。ただし、定期的に(週1日以上)対応が可能な日があるものに限ります。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載してください。 多言語音声翻訳機器(言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等)による通訳は含みません。	-
101	○	○	○	○	1.(3)院内サービス・アメニティ(外国人の患者の受入れ体制)詳細	外国人の患者の受入れ体制(1)対応することができる外国語の種類	特記事項	対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載してください。	-
102	○	○	○	○	1.(4)費用負担等	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	特記事項	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類に関する特記事項があれば記載してください。	-
103	○	○			1.(4)費用負担等	選定療養(1)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額差額ベッドを有している場合は、ベッド数及び料金 特別個室	差額ベッド数 1日当たりの差額料(消費税込み)	社会保険事務局に厚生労働大臣の定める特別の療養環境の提供に係る基準に関する届け出を行い、承認を受けたベッド数を記入してください。	各「差額ベッド数」が1以上の場合、それぞれの1日当たりの差額料(消費税込み)を設定してください。 通貨単位(円)まで入力ください。 複数の価格設定がある場合は、複数入力ください。 (例)7,000円、5,500円、4,500円
104	○	○			1.(4)費用負担等	選定療養(2)その他の選定療養費	「予約に基づく診察」に係る特別料金の徴収有無 「予約に基づく診察」に係る特別料金の徴収額(消費税込み)	患者の自主的な選択に基づき、診療費用とは別に、各医療機関が定めた予約料(自費)を支払う場合。 一般的な予約ではなく、待ち時間30分以内、診療に要する時間10分以上などの条件を定め、特別の料金を徴収する場合。	「予約に基づく診察」に係る特別料金の徴収有無が「1:有り」の場合、特別料金の徴収額を設定してください。
105	○				1.(4)費用負担等	選定療養(2)その他の選定療養費	「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別料金の徴収有無 「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別料金の徴収額(消費税込み)	他の保険医療機関等から紹介なしに受診した患者について、初診に係る特別の料金を徴収するかどうか。また徴収する場合の額(消費税込み)	「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別料金の徴収有無が「1:有り」の場合、特別料金の徴収額を設定してください。
106	○				1.(4)費用負担等	選定療養(2)その他の選定療養費	「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別料金の徴収有無 「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別料金の徴収額(消費税込み)	他の保険医療機関等から紹介なしに受診した患者について、再診に係る特別の料金を徴収するかどうか。また徴収する場合の額(消費税込み)	「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別料金の徴収有無が「1:有り」の場合、特別料金の徴収額を設定してください。
107	○				1.(4)費用負担等	選定療養(3)入院保証金	入院保証金	入院保証金を徴収している場合は、金額を記入してください。 請求金額の〇割という決め方をしている場合は、概ねの金額でもかまいません。	-
108	○	○			1.(4)費用負担等	治験の実施の有無及び契約件数	治験の実施有無 治験契約件数	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。 実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数	「治験の実施有無」が「1:有り」の場合、治験契約件数を設定してください。
109	○				1.(4)費用負担等	先進医療の実施の有無及び内容	先進医療の実施有無 先進医療名(複数記載可)	健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容	「先進医療の実施有無」が「1:実施有り」の場合、先進医療名を設定してください。
110				○	1.(4)費用負担等	家族付き添い室の有無	家族付き添い室の有無	出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。	-
111				○	1.(4)費用負担等	妊産婦等に対する相談又は指導	周産期相談	母体・胎児や新生児の生命に関わるリスクが発生する可能性が高い妊娠22週から出生後7日未満までの期間(周産期)に関する相談対応のこと。	-
112				○	1.(4)費用負担等	妊産婦等に対する相談又は指導	母乳育児相談、その他の育児相談も含む。	産後における授乳指導や乳腺炎への対応など、母乳育児に関する相談対応のこと。	-
113				○	1.(4)費用負担等	妊産婦等に対する相談又は指導	栄養相談	母乳や人工乳、離乳食など、乳幼児の食生活や栄養に関する相談対応のこと。	-
114				○	1.(4)費用負担等	妊産婦等に対する相談又は指導	家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。)	家庭の事情を考慮して、子どもの数や有無、間隔に関して計画を立てることや適切な性生活について指導を行うこと。 避妊によって妊娠、出産を計画的に調節することを受胎調節といい、認定をうけた者が、厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を用いて受胎調節の実地指導を行う。	-
115				○	1.(4)費用負担等	妊産婦等に対する相談又は指導	女性の健康相談	妊娠・出産・子育てをはじめとした、女性に起こりうる、心身の健康問題に関する相談対応のこと。	-
116				○	1.(4)費用負担等	妊産婦等に対する相談又は指導	訪問相談又は訪問指導	妊産婦や新生児のケア・サポートを目的に、訪問による相談対応や育児指導などを行うこと。 また、思春期の保健対策と健康教育に関する訪問相談・指導についても含む。	-
117	○	○	○		1.(4)費用負担等(保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類)	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	保険医療機関	健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
118	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する各種療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	公的医療保険制度における療養の給付の対象外の医療、および公費負担医療を行わない医療機関。 療養の給付の対象外の医療には、主に保険診療の対象とならない医療（健康診断や予防注射等）、労災保険や公費全額負担の医療が含まれる。	項目名が変更となっておりますが、項目の定義自体に変更はございません。 詳細な項目名は以下の通りです。 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関（保険医療機関以外の医療機関）
119	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関	－
120	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関	－
121	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関	－
122	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関	－
123	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関	－
124	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院又は応急入院指定病院	指定病院：都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院。 応急入院指定病院：応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院。 応急入院とは、その精神障がい者を直ぐに入院させないと、医療及び保護を図る上で著しく支障があり、他の方法で入院してもらうことができないときに、本人の同意がなくても 72 時間以内に限り、精神保健指定医の診察を経て入院させること。	項目名が変更となっておりますが、項目の定義自体に変更はございません。 詳細な項目名は以下の通りです。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
125	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関	－
126	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	生活保護法指定医療機関	生活保護法により、医療扶助のための医療を担当する機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関。 なお、医療扶助とは、生活保護を受けている方に対し医療費の給付を行うこと。	項目名が変更となっておりますが、項目の定義自体に変更はございません。 詳細な項目名は以下の通りです。 生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。)

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
127	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	医療保護施設	生活保護法により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設。	項目名が変更となっておりますが、項目の定義自体に変更はございません。 詳細な項目名は以下の通りです。 生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）
128	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関	－
129	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局	－
130	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	指定療育機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、結核にかかっている児童に対し、医療に係る療育の給付を行う機関として都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院	－
131	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関	－
132	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される医療機関として、都道府県が指定する医療機関。	項目名が変更となっておりますが、項目の定義自体に変更はございません。 詳細な項目名は以下の通りです。 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
133	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関	－
134	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	原子爆弾被害者指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関	－
135	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	原子爆弾被害者一般疾病医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関	－
136	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院 【特定感染症指定医療機関】 新感染症、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定する病院。 【第一種感染症指定医療機関】 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院。 【第二種感染症指定医療機関】 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院。	－
137	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関	－
138	○	○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
139	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院	－
140	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院	－
141	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院	－
142	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院	－
143	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院	－
144	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院	－
145	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院	－
146	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	臨床研修病院	医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院	－
147	○		○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	－
148	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関	－
149	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所	－
150	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院	－
151	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	がん診療連携拠点病院等	「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731001号）により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療病院として、厚生労働大臣が指定した病院	－
152	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	がんゲノム医療中核拠点病院等	「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（平成29年12月25日付健発1225003号）により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院	－
153	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	小児がん拠点病院	「小児がん拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731002号）により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院	－
154	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院	－
155	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成19年健発第0419001号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院	－
156	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに適当として都道府県が契約した医療機関	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
157	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院	－
158		○			1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所	－
159			○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの	－
160	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院	－
161	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院	－
162	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関	－
163	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの	－
164	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの	－
165	○	○		○	1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設	－
166	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関	－
167	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	都道府県アレルギー疾患医療拠点病院	「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付健発0728001号）により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院	－
168	○	○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	外国人の患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）により、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関	－
169	○				1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	紹介受診重点病院	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）として都道府県が公表した病院及び診療所	－
170		○	○		1.(4)費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	紹介受診重点診療所	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）として都道府県が公表した病院及び診療所	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
171	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる短期滞在手術（4泊5日までの手術）	小児食物アレルギー負荷検査 前立腺針生検法 関節鏡下手根管開放手術 胸腔鏡下交感神経節切除術 水晶体再建術 乳腺腫瘍摘出術 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 下肢静脈瘤手術 ヘルニア手術 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 痔核手術（脱肛を含む。） 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 子宮頸部（膣部）切除術 ガンマナイフによる定位放射線治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
172	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	専門外来の有無及び内容	専門外来の有無 専門外来数	特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。	「専門外来の有無」が「1：有り」の場合、専門外来数を設定してください。
173	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	オンライン診療実施の有無及びその内容	オンライン診療実施の有無 オンライン診療の内容（自由記述）	オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について。ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。	「オンライン診療実施の有無」が「1：有り」の場合、オンライン診療の内容を設定してください。
174	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無	マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無	マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用して診療を実施する体制を有しているかどうか。	－
175	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	電子処方箋の発行の可否	電子処方箋の発行の可否	「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知）に準拠した電子処方箋を発行することができるかどうか。	－
176	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	健康診査及び健康相談全般に関する特記事項	健康診査・健康相談の受付全般における条件や制約事項等を記載	－
177			○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	健康診査及び健康相談の実施	健康診査及び健康相談全般に関する特記事項	健康診査・健康相談の受付全般における条件や制約事項等を記載	－
178	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	健康診査及び健康相談の実施（2）人間ドックの検査可能項目	人間ドックに関する特記事項	人間ドック受付全般における条件や制約事項等を記載	－
179	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（①施設サービス）	介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。	－
180	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（①施設サービス）	介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。	－
181	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（①施設サービス）	介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。	－
182	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（②居宅介護支援）	居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。	－
183	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（③居宅サービス）	訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。	－
184	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（③居宅サービス）	訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。	－
185	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス（③居宅サービス）	訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
186	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。	-
187	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。	-
188	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。	-
189	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。	-
190	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。	-
191	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。	-
192	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。	-
193	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。	-
194	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(③居宅サービス)	特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。	-
195	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあっては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。	-
196	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。	-
197	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
198	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	-
199	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	-
200	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。	-
201	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。	-
202	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。	-
203	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(④地域密着型サービス)	複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。	-
204	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑤介護予防支援)	介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。	-
205	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。	-
206	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。	-
207	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。	-
208	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。	-
209	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。	-
210	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
211	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。	-
212	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。	-
213	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。	-
214	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑥介護予防サービス)	特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。	-
215	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑦介護予防地域密着型サービス)	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	-
216	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑦介護予防地域密着型サービス)	介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	-
217	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑦介護予防地域密着型サービス)	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。	-
218	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑧その他)	第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。	-
219	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	対応することができる介護サービス(⑧その他)	第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。	-
220	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)	-
221	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診察の有無 セカンド・オピニオン料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金	「セカンド・オピニオンのための診察の有無」が「1：有り」の場合、セカンド・オピニオン料金（消費税込み）を設定してください。 通貨単位（円）まで入力ください。 面談時間等により複数の価格設定がある場合は、複数入力ください。 （例）30分以内：33,000円。30分を超える場合：15分毎に11,000円を加算（延長は最大90分まで）
222	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域医療連携体制（1）医療連携体制に関する窓口の設置の有無	医療連携体制に関する窓口設置の有無	「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。	「医療連携体制に関する窓口設置の有無」が「1：有り」の場合、担当者（代表者）名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを設定することができます。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
223	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域医療連携体制(2)地域連携クリティカルパスの有無	地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。	「地域連携クリティカルパスの有無」が「1：有り」の場合、地域連携クリティカルパスの各対象を設定することができます。
224		○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域医療連携体制(1)地域連携クリティカルパスの有無	地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。	「地域連携クリティカルパスの有無」が「1：有り」の場合、地域連携クリティカルパスの各対象を設定することができます。
225	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域医療連携体制(4)産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載してください。ただし、以下の①から④のすべてを満たすものとします。 ① 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、 ② 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、 ③ 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、 ④ 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科（産科）以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査（エックス線撮影やコンピューター断層撮影）の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択	－
226		○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域医療連携体制(3)産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載してください。ただし、以下の①から④のすべてを満たすものとします。 ① 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、 ② 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、 ③ 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、 ④ 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科（産科）以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査（エックス線撮影やコンピューター断層撮影）の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択	－
227			○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域医療連携体制	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載してください。ただし、以下の①から④のすべてを満たすものとします。 ① 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、 ② 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、 ③ 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、 ④ 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科（産科）以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査（エックス線撮影やコンピューター断層撮影）の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択	－
228	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	窓口設置の有無	退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。	「窓口設置の有無」が「1：有り」の場合、電話番号、ファクシミリ番号を設定することができます。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
229	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項	医師の専門性資格 歯科医師の専門性資格 薬剤師の専門性資格 看護師の専門性資格	「2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）」画面でチェックを入れた専門性資格について、「2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）詳細」画面で在籍人数を入力する形式。	自医療機関に、当該専門性資格を有する医療従事者が在籍していないものについては、「2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）」画面で当該資格にチェックを入れないようお願いいたします。
230	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項	在籍人数（常勤換算）	在籍する人数（常勤換算）を入力してください。（常勤換算：小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで表記）また複数の資格で従事する場合は、それぞれに入力してください。	－
231	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	集中治療室（ICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの	－
232	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの	－
233	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	脳卒中専用集中治療室（SCU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの	－
234	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの	－
235	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	小児集中治療室（PICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの	－
236	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	新生児集中治療室（NICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの	－
237	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	母体胎児集中治療室（MFICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの	－
238	○				2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たす無菌治療室	－
239	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
240	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
241	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
242	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
243	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	X線CT組合せ型循環器X線診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
244	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	全身用X線CT診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
245	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
246	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	保有する施設設備 施設設備	X線CT組合せ型SPECT装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。	－
247	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	1 介護老人福祉施設の有無	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	－
248	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	2 介護老人保健施設の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	－
249	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	3 介護医療院の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
250	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	4 居宅介護支援事業所の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
251	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	5 介護予防支援事業所の有無	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
252	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	6 老人介護支援センターの有無	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
253	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	7 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーションの有無	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
254	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	8 通所介護事業所の有無	居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
255	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	9 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所の有無	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
256	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	10 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所の有無	居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
257	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	11 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所の有無	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
258	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	12 特定施設又は介護予防特定施設の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（地域密着型特定施設でないもの）であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
259	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあっては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
260	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	14 地域密着型通所介護事業所の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
261	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	15 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所の有無	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
262	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	16 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の有無	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
263	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	17 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホームの有無	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
264	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	18 地域密着型特定施設の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-
265	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	19 地域密着型介護老人福祉施設の有無	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
266	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	20 複合型サービス事業所の有無	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	－
267	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	併設している介護施設	21 第一号通所事業に係る事業所の有無	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所 ※医療機関の同一敷地内に併設されているもの。	－
268	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	1 皮膚･形成外科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
269	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	2 真菌検査（顕微鏡検査）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
270	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	3 皮膚生検	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
271	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	4 凍結療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
272	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	5 光線療法（紫外線・赤外線・PUVA）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
273	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	6 中等症の熱傷の入院治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
274	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	7 顔面外傷の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
275	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	8 皮膚悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
276	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	9 皮膚悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
277	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	10 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
278	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	11 マイクロサージェリーによる遊離組織移植	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
279	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	12 唇顎口蓋裂手術	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
280	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	13 アトピー性皮膚炎の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
281	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 1）皮膚・形成外科領域	14 褥瘡の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
282	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	1 神経・脳血管領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
283	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	2 脳波検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
284	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	3 長期継続頭蓋内脳波検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
285	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	4 光トポグラフィー	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
286	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	5 脳磁図	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
287	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	6 頭蓋内圧持続測定	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
288	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	7 頸部動脈血栓内膜剥離術	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術　2内頸動脈」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
289	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	8-1 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応）	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定している、かつ、終日対応可能な場合はこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
290	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	8-2 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応でないもの）	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定している、かつ、終日対応ではない場合にこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
291	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	9 抗血栓療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
292	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	10-1 頭蓋内血腫除去術（終日対応）	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定している、かつ、終日対応可能な場合はこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
293	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	10-2 頭蓋内血腫除去術（終日対応でないもの）	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定している、かつ、終日対応ではない場合にこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
294	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	11-1 脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応）	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定している、かつ、終日対応可能な場合はこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
295	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	11-2 脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応でないもの）	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定している、かつ、終日対応ではない場合にこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
296	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	12 脳動静脈奇形摘出術	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
297	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	13 脳血管内手術	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
298	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	14 脳腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
299	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	15 脊髄腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
300	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	16 悪性脳腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
301	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	17 悪性脳腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
302	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	18 小児脳外科手術	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
303	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 2）神経・脳血管領域	19 てんかん手術を含む機能的脳神経手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
304	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	1 精神科・神経科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
305	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	2 臨床心理・神経心理検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
306	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	3 精神療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
307	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	4 精神分析療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
308	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	5 心身医学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
309	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	6 終夜睡眠ポリグラフィー	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
310	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	7 禁煙指導（ニコチン依存症管理）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
311	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	8 思春期のうつ病又は躁うつ病	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
312	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	9 睡眠障害	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
313	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	10 摂食障害（拒食症･過食症）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
314	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	11 アルコール依存症	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
315	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	12 薬物依存症	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
316	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	13 神経症性障害（強迫性障害、不安障害、パニック障害等）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
317	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	14 認知症	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
318	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	15 心的外傷後ストレス障害（PTSD）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
319	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	16 発達障害（自閉症、学習障害等）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
320	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	17 精神科ショート・ケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
321	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	18 精神科デイ・ケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
322	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	19 精神科ナイト・ケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
323	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	20 精神科デイ・ナイト・ケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
324	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 3）精神科・神経科領域	21 重度認知症患者デイ・ケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
325	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	1 眼領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
326	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	2 硝子体手術	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎顕微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
327	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	3 水晶体再建術（白内障手術）	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
328	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	4 緑内障手術	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
329	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	5 網膜光凝固術（網膜剥離手術）	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
330	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	6 斜視手術	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
331	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	7 角膜移植術	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
332	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	8 コンタクトレンズ検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
333	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	9 小児視力障害診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
334	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 4）眼領域	10 ロービジョンケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの ロービジョンケアとは、視覚に障害があるため生活に何らかの支障を来している人に対して、疾患の治療だけでなく、視覚以外の感覚の活用（例：音声機器、触読機器）、進路の決定（例：特別支援学校、職業訓練施設）、視覚障害者同士の情報交換（例：関連団体、患者交流会）等ができるよう情報提供する等、患者のQOL（Quality Of Life :生活の質）を高めるためのすべての支援の総称。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
335	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	1 耳鼻咽喉領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
336	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	2 喉頭ファイバースコピー	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
337	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	3 純音聴力検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
338	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	4 補聴器適合検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
339	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	5 電気味覚検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
340	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	6 小児聴力障害診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
341	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	7 鼓室形成手術	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
342	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	8 副鼻腔炎手術	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
343	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	9 内視鏡下副鼻腔炎手術	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
344	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	10 舌悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
345	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	11 舌悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
346	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	12 舌悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
347	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	13 咽頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
348	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	14 咽頭悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
349	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	15 咽頭悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
350	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	16 喉頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
351	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	17 喉頭悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
352	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	18 喉頭悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
353	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 5）耳鼻咽喉領域	19 摂食機能障害の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
354	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	1 呼吸器領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
355	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	2 気管支ファイバースコピー	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
356	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	3 肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
357	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	4 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
358	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	5 肺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
359	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	6 肺悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
360	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	7 在宅持続陽圧呼吸療法（睡眠時無呼吸症候群治療）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
361	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 6）呼吸器領域	8 在宅酸素療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
362	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	1 消化器系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
363	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	2 上部消化管内視鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
364	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	3 上部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
365	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	4 下部消化管内視鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
366	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	5 下部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
367	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	6 虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの（乳幼児に実施したものを除く）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
368	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	7 食道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
369	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	8 食道悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
370	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	9 食道悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
371	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	10 胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
372	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	11 腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
373	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	12 胃悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
374	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	13 胃悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
375	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	14 大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
376	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	15 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
377	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	16 大腸悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
378	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	17 人工肛門の管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
379	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	18 移植用部分小腸採取術（生体）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
380	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	19 生体部分小腸移植術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
381	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	20 移植用小腸採取術（死体）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
382	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 7）消化器系領域	21 同種死体小腸移植術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
383	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	1 肝・胆道・膵臓領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
384	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	2 肝生検	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
385	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	3 肝悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
386	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	4 肝悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
387	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	5 胆道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
388	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	6 胆道悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
389	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	7 開腹による胆石症手術	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
390	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	8 腹腔鏡下胆石症手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
391	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	9 内視鏡的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
392	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	10 経皮経肝的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術　2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術　2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
393	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	11 膵悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
394	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	12 膵悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
395	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	13 膵悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
396	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	14 体外衝撃波胆石破砕術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破砕術（一連につき）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
397	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 8）肝・胆道・膵臓領域	15 生体肝移植	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
398	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	1 循環器系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
399	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	2 ホルター型心電図検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
400	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	3-1 心臓カテーテル法による諸検査（終日対応）	当該診療行為に対応する診療報酬点数を算定している、かつ、終日対応可能な場合はこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
401	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	3-2 心臓カテーテル法による諸検査（終日対応でないもの）	当該診療行為に対応する診療報酬点数を算定している、かつ、終日対応ではない場合にこちらを選択してください。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
402	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	4 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
403	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	5 冠動脈バイパス術	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
404	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	6 経皮的冠動脈形成術（PTCA）	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術　1　高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
405	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	7 経皮的冠動脈血栓吸引術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
406	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	8 経皮的冠動脈ステント留置術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
407	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	9 弁膜症手術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
408	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	10 開心術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
409	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	11 大動脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
410	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	12 下肢静脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
411	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	13 ペースメーカー移植術	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
412	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 9）循環器系領域	14 ペースメーカー管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
413	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	1 腎・泌尿器系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
414	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	2 膀胱鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
415	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	3 腎生検	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
416	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	4 血液透析	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
417	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	5 夜間透析	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
418	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	6 腹膜透析（CAPD）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
419	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	7 体外衝撃波腎・尿路結石破砕術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
420	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	8 腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腎（尿管）悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
421	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	9 腎悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
422	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	10 膀胱悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
423	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	11 膀胱悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
424	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	12 前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
425	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	13 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
426	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	14 前立腺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
427	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	15 前立腺悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
428	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	16 生体腎移植	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
429	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 10）腎・泌尿器系領域	17 尿失禁の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
430	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	1 産科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
431	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	2 正常分娩	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
432	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	3 選択帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術　2選択帝王切開」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
433	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	4 緊急帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術　1緊急帝王切開」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
434	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	5 卵管形成手術	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
435	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	6 卵管鏡下卵管形成術	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
436	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	7 ハイリスク妊産婦共同管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
437	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	8 ハイリスク妊産婦連携指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
438	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 11）産科領域	9 乳腺炎重症化予防ケア・指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
439	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	1 婦人科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
440	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	2 更年期障害治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
441	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	3 子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
442	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	4 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
443	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	5 子宮悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
444	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	6 子宮悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
445	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	7 子宮悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
446	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	8 卵巣悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
447	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	9 卵巣悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
448	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 12）婦人科領域	10 卵巣悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
449	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 13）乳腺領域	1 乳腺領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
450	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 13）乳腺領域	2 乳腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
451	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 13）乳腺領域	3 乳腺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
452	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 13）乳腺領域	4 乳腺悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
453	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	1 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
454	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	2 内分泌機能検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
455	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	3 インスリン療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
456	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	4 糖尿病患者教育（食事療法、運動療法、自己血糖測定）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
457	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	5 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
458	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	6 甲状腺腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
459	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	7 甲状腺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
460	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	8 甲状腺悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
461	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	9 副腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
462	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 14）内分泌・代謝・栄養領域	10 副腎腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
463	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	1 血液・免疫系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
464	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	2 骨髄生検	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
465	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	3 リンパ節生検	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
466	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	4 造血器腫瘍遺伝子検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
467	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	5 白血病化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
468	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	6 白血病放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
469	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	7 骨髄移植	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
470	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	8 臍帯血移植	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
471	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	9 リンパ組織悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
472	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	10 リンパ組織悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
473	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	11 血液凝固異常の診断及び治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
474	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	12 エイズ診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
475	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 15）血液・免疫系領域	13 アレルギーの減感作療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
476	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	1 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
477	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	2 関節鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
478	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	3 手の外科手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
479	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	4 アキレス腱断裂手術（筋・腱手術）	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
480	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	5 骨折観血的手術	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
481	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	6 人工股関節置換術（関節手術）	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術　肩、股、膝」を股関節について算定しているもの（概数で差し支えない）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
482	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	7 人工膝関節置換術（関節手術）	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術　肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの（概数で差し支えない）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
483	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	8 脊椎手術	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
484	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	9 椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
485	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	10 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出（切除）術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
486	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	11 軟部悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
487	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	12 軟部悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
488	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	13 骨悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
489	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	14 骨悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
490	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16)筋・骨格系及び外傷領域	15 小児整形外科手術	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
491	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	16 義肢装具の作成及び評価	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
492	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 16）筋・骨格系及び外傷領域	17 脊髄損傷の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
493	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	1 視能訓練	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
494	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	2 摂食機能療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
495	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	3 心大血管疾患リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
496	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	4 脳血管疾患等リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
497	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	5 廃用症候群リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
498	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	6 運動器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
499	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17）リハビリ領域	7 呼吸器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
500	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17)リハビリ領域	8 難病患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
501	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17)リハビリ領域	9 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「障害児（者）リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
502	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17)リハビリ領域	10 がん患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
503	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 17)リハビリ領域	11 認知症患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
504	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18)小児領域	1 小児領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
505	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18)小児領域	2 小児循環器疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
506	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18)小児領域	3 小児呼吸器疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
507	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18)小児領域	4 小児腎疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
508	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18)小児領域	5 小児神経疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
509	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	6 小児アレルギー疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
510	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	7 小児自己免疫疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
511	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	8 小児糖尿病	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
512	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	9 小児内分泌疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
513	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	10 小児先天性代謝疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
514	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	11 小児血液疾患	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
515	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	12 小児悪性腫瘍	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
516	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	13 小児外科手術	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
517	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	14 小児の脳炎又は髄膜炎	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの（概数で差し支えない）	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
518	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	15 小児の腸重積	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
519	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	16 乳幼児の育児相談	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
520	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	17 夜尿症の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
521	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 18）小児領域	18 小児食物アレルギー負荷検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
522	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 19）麻酔領域	1 麻酔科標榜医による麻酔（麻酔管理）	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
523	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 19）麻酔領域	2 全身麻酔	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
524	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 19）麻酔領域	3 硬膜外麻酔	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
525	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 19）麻酔領域	4 脊椎麻酔	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
526	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 19）麻酔領域	5 神経ブロック	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
527	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 19）麻酔領域	6 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
528	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 20）緩和ケア領域	1 医療用麻薬によるがん疼痛治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
529	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 20）緩和ケア領域	2 緩和的放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
530	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 20）緩和ケア領域	3 がんに伴う精神症状のケア	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
531	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 21）放射線治療領域	1 体外照射	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
532	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 21）放射線治療領域	2 ガンマナイフによる定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
533	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 21）放射線治療領域	3 直線加速器による定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
534	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 21）放射線治療領域	4 粒子線治療	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
535	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 21）放射線治療領域	5 密封小線源照射	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
536	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 21）放射線治療領域	6 術中照射	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
537	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 22）画像診断	1 画像診断管理（専ら画像診断を担当する医師による読影）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
538	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 22）画像診断	2 遠隔画像診断	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
539	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 22）画像診断	3 CT撮影	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影（一連につき）1　CT撮影」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
540	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 22）画像診断	4 MRI撮影	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
541	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 22）画像診断	5 マンモグラフィー検査（乳房撮影）	医科診療報酬点数表の「撮影　4 乳房撮影（一連につき）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
542	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 22）画像診断	6 ポジトロン断層撮影（PET）、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連につき）」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連につき）」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
543	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 23）病理診断	1 病理診断（専ら病理診断を担当する医師による診断）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
544	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 23）病理診断	2 病理迅速検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
545	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 24）歯科領域	1 歯科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
546	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 24）歯科領域	2 成人の歯科矯正治療	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
547	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 24）歯科領域	3 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
548	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 24）歯科領域	4 顎変形症の歯科矯正治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
549	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 24）歯科領域	5 著しく歯科診療が困難な者（障害者等）の歯科治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
550	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 24）歯科領域	6 摂食機能障害の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
551	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	1 埋伏歯抜歯	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
552	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	2 顎関節症治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
553	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	3 顎変形症治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
554	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	4 顎骨骨折治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
555	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	5 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
556	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	6 口腔領域の腫瘍の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
557	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 25）歯科口腔外科領域	7 唇顎口蓋裂治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
558	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	1 漢方薬の処方	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
559	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	2 鍼灸治療	医師の指示の下、当該行為が提供されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
560	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	3 外来における化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
561	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	4 在宅における看取り	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料（1日につき）」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
562	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	5 一般不妊治療	医科診療報酬点数表の「一般不妊治療管理料」又は「人工授精」を算定しているもの。	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
563	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	6 生殖補助医療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
564	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	対応することができる疾患・治療の内容 26）その他	7 性別不合	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定します。 「対象」となっている場合は前年度実施件数を入力して登録してください。 「対象外」となっている場合はそのまま登録してください。
565	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門外来の有無及び内容）	専門外来の有無及び内容	専門外来	曜日によって一つの専門外来の時間帯が異なる場合、以下のように異なる名称で専門外来を分けて登録 （例）矯正歯科（月、水）、矯正歯科（木）	「専門外来」が記述されている場合、予約の必要性、実施している曜日、受付開始時間、受付終了時間を設定してください。
566	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	就職のための健康診断	労働者を雇い入れた際に事業者に義務付けられる健康診断。	－
567	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	腸内細菌検査（調理・保育従事者用等）	調理・保育に従事する方向けに、食中毒や感染症予防のために義務付けられている定期的な腸内細菌（検便）検査。	－
568	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（有機溶剤）	有機溶媒業務に従事する方向けに実施される特殊健診。（有機溶媒中毒予防規則第29条に規定）	－
569	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（電離放射線）	放射線業務に従事し管理区域に立ち入る方向けに実施される特殊健診。（電離放射線障害防止規則第56条に規定）	－
570	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（鉛）	鉛業務に従事する方向けに実施される特殊健診。（鉛中毒予防規則第53条）	－
571	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（じん肺）	粉じん作業に従事または従事した方向けに実施される特殊健診。（じん肺法第3条、第7～第9条の2）	－
572	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（石綿（アスベスト））	石綿等を取り扱う、または試験研究のため製造する業務や、その周辺で石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する、もしくはしたことのある方向けに実施される特殊健診。	－
573	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（高気圧業務）	高圧業務または潜水業務に従事する方向けに実施される特殊健診。	－
574	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（特定化学物質）	特定化学物質を取り扱う方向けに実施される特殊健診。（特定化学物質等障害予防規則第39条）	－
575	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（VDT作業）	パーソナルコンピュータ等情報機器を使用して行う作業に従事する方向けに実施される特殊健診。	－
576	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（腰痛）	重量物取扱い作業、介護作業など腰部に著しい負担のかかる作業に乗じ従事する方向けに実施される特殊健診。	－
577	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（騒音）	等価騒音レベルが85db以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する方向けに実施される特殊健診。	－
578	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（振動）	手持ち振動工具を用いる業務に従事する方向けに実施される特殊健診。	－
579	○		○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	事業所特殊健診（歯科 酸蝕症等）	塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄リンなど、歯またはその支持組織に有害な化学物質のガス・蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する方向けに実施される特殊健診。	－
580	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	往診（終日対応）	24時間の往診が可能な場合に選択	－
581	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	往診（終日対応でないもの）	24時間の往診ができない場合に選択	－
582	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
583	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
584	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	医療的ケア児等への定期的訪問診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
585	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅時医学総合管理(オンライン在宅管理に係るもの)	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
586	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅時医学総合管理(オンライン在宅管理に係るもの以外)	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
587	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	施設入居時等医学総合管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
588	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅がん医療総合診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
589	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	救急搬送診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
590	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問看護・指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
591	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問点滴注射管理指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
592	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
593	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	訪問看護指示	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
594	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	介護職員等喀痰吸引等指示	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
595	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問薬剤管理指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
596	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問栄養食事指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
597	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者連携指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
598	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者緊急時等カンファレンス	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
599	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者共同診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
600	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問褥瘡管理指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
601	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	精神科訪問看護・指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
602	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	精神科訪問看護指示	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
603	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るもの）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
604	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るもの以外）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
605	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	歯科訪問診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
606	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	訪問歯科衛生指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
607	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	歯科疾患在宅療養管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
608	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者歯科治療時医療管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
609	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
610	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ①在宅医療	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
611	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
612	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	退院前在宅療養指導管理（乳幼児加算）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
613	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅自己注射指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
614	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅小児低血糖症患者指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
615	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅妊娠糖尿病患者指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
616	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅自己腹膜灌流指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
617	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅血液透析指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
618	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅酸素療法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
619	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅中心静脈栄養法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
620	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅成分栄養経管栄養法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
621	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅小児経管栄養法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
622	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
623	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅自己導尿指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
624	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅人工呼吸指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
625	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
626	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅悪性腫瘍等患者指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
627	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-
628	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅寝たきり患者処置指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
629	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅自己疼痛管理指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
630	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅振戦等刺激装置治療指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
631	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
632	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅仙骨神経刺激療法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
633	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅肺高血圧症患者指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
634	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅気管切開患者指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
635	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
636	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
637	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅経腸投薬指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
638	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅腫瘍治療電場療法指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
639	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	在宅経肛門的自己洗腸指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	－
640	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	点滴の管理	診療内容に合致するものを選択	－
641	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択	－
642	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	腹膜透析	診療内容に合致するものを選択	－
643	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	酸素療法	診療内容に合致するものを選択	－
644	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	経管栄養	診療内容に合致するものを選択	－
645	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択	－
646	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択	－
647	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択	－
648	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択	－
649	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	レスピレーター	診療内容に合致するものを選択	－
650	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	モニター測定	診療内容に合致するものを選択	－
651	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
652	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択	－
653	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択	－
654	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ③診療内容	精神科領域の在宅患者訪問診療	診療内容に合致するものを選択	－
655	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	病院との連携	常時、病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択	－
656	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	診療所との連携	常時、診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択	－
657	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	訪問看護ステーションとの連携	常時、訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択	－
658	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	居宅介護支援事業所との連携	常時、居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択	－
659	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	薬局との連携	常時、薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択	－
660	○	○			2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	障害福祉サービス事業者との連携	常時、障害福祉サービス事業者と共同して在宅医療を実施している場合、「可能」を選択してください。	－
661	○	○	○		2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	診療内容、提供保健・医療・介護サービスに関する特記事項	特記事項	診療内容、提供保健・医療・介護サービスに関して、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。	－
662	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること	「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表	かかりつけ医機能に関する院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。 なお、本項目で「有り」を選択していることが、かかりつけ医機能、1号機能を有する要件の1つとなります。	－
663	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	かかりつけ医機能に関する研修の修了者	かかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を修了した者がいる場合には、「有り」を選択してください。（※） （※）令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金健康安全確保総合研究分野地域医療基盤開発推進研究「かかりつけ医機能報告のための医師の研修項目の詳細な整理等を行う研究」報告書（掲載先URL）を踏まえて、ご記載下さい。	－
664	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	かかりつけ医機能に関する修了した研修	「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」について、“有り”を選択した場合、修了した研修をご選択ください（複数回答可）。選択肢に該当する研修がない場合は、“その他研修”をご選択ください。	－
665	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	その他研修として修了した研修	「かかりつけ医機能に関する修了した研修」について、“その他研修”を選択した場合、その研修名及び実施団体をご回答ください。かかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を記載いただいて差し支えありません。	－
666	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	かかりつけ医機能に関する研修の修了者数（常勤換算）	かかりつけ医機能に関する研修の修了者数（常勤換算）	「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」について「有り」を選択した場合、入力してください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。	－
667	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患も報告する）	一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患（例）	一次診療の対応ができる領域等も踏まえつつ、実際に一次診療を行うことができる疾患をすべてご選択ください。一部の項目は、括弧内に例示として、特定の症状や疾患が記載されています。これは、そのカテゴリーに含まれる代表的な症例を示しており、必ずしもその特定の疾患に限定されるものではありません。したがって、以下の記載例を参考とし、適切な項目を選択してください。また、選択肢に記載された疾患に当てはまるものがない場合は、“その他の疾患”をご選択ください。 ＜参考＞ 〇うつ（気分障害、躁うつ病）:本項目は、様々な気分障害を含みます。うつ病や躁うつ病に限定されず、気分変調症等のその他の気分障害に関して一次診療が可能な疾患があれば、この項目を選択してください。 〇頭痛（片頭痛）:本項目は、一般的な頭痛の症状全般を含みます。片頭痛以外の疾患も含め、頭痛に関する一次診療が可能な場合は、この項目を選択してください。	－
668	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患も報告する）	一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患（その他）	一次診療を行うことができる疾患名をご記載ください。	－
669	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	自身の専門領域にかかわらず、患者からの医療や健康等に対応している場合は“可能”をご選択ください。 なお、本項目で「可能」を選択していることが、かかりつけ医機能、1号機能を有する要件の1つとなります。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
670	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。	-
671	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	専門看護師数	専門看護師	勤務する専門看護師の専門看護分野について、該当の分野をすべてご選択ください。専門看護師がいない場合は、“該当無し”をご選択ください。 ＜専門看護師＞ 看護師として5年以上の実践経験を持ち、看護系の大学院で修士課程を修了して必要な単位を取得した後に、専門看護師認定審査に合格した看護師のこと。	-
672	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	専門看護師数	専門看護師在籍人数（常勤換算）	勤務する専門看護師の合計人数をご回答ください。なお、専門看護師に非常勤者が含まれる場合は、常勤換算により常勤者と足し合わせて記載してください。 （常勤換算については、医療法上の算定式に基づき、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。）	-
673	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	認定看護師数	認定看護師	勤務するA課程・B課程認定看護師の認定看護分野について、該当の分野をすべてご選択ください。認定看護師がいない場合は、“該当無し”をご選択ください。 ＜認定看護師＞ 5年以上の実践経験を持ち、日本看護協会が定める600時間以上の認定看護師教育を修め、認定看護師認定審査に合格した看護師のこと。	-
674	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	認定看護師数	認定看護師在籍人数（常勤換算）	「認定看護師」について「該当無し」以外を選択した場合、入力してください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。	-
675	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無	オンライン資格確認を行う体制	オンライン資格確認を行う体制を有している場合は、“有り”をご選択ください。 ＜全国医療情報プラットフォーム＞ オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム。	-
676	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無	オンライン資格確認等システムの活用により診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制	オンライン資格確認等システムの活用により、診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制を有している場合は、“有り”をご選択ください。	-
677	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無	電子処方箋により処方箋を発行できる体制	電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有している場合は、“有り”をご選択ください。 ＜電子処方箋＞ 今まで紙で発行していた処方せんを電子化したもので、オンラインで作成・管理される「電子処方せん」のこと。活用により医療機関と薬局が最新の処方・調剤情報を確認できる。患者はマイナポータルから処方・調剤情報を閲覧できるようになるほか、対応する電子版お薬手帳からも閲覧可能。	-
678	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無	電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制	電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している場合は、“有り”をご選択ください。 ＜電子カルテ情報共有サービス＞ 全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を医療機関や薬局との間で共有・交換する仕組み。	-
679	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況	自院で処方した薬剤について、薬局からの処方内容の変更提案や服薬情報（トレーシングレポート等）の提供に応対し、薬局と連携して服薬を一元管理する体制	薬局の薬剤師から提供される情報等に基づいて、自院以外から処方されている薬剤も含めた患者の服薬状況を薬局と連携して把握し、（必要に応じて）自院で処方した薬剤を調整、変更を行う体制が整っている場合は、“有り”をご選択ください。	-
680	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況	自院において患者の持参薬を一元管理し、処方内容の整理及び説明を実施する体制	自院以外から処方されている薬剤も含め、自院において患者の持参薬を確認し、（必要に応じて）自院で処方した薬剤を調整、変更を行うとともに、処方内容の説明を実施する体制が整っている場合は、“有り”をご選択ください。 例）お薬手帳や電子カルテシステムを用いて、処方内容や患者の状況をリアルタイムで把握している等	-
681	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況	複数の医療機関からの処方又は複数の薬局での調剤を受ける患者に対して、服薬を一元的に管理する地域の体制整備への参加	複数の医療機関からの処方又は複数の薬局での調剤を受ける患者の服薬を一元的に管理するために、地域の医療機関・薬局が参加する協議体に参画し、地域における体制整備を行っている場合は、“参加している”をご選択ください。 例）医師による事前の合意を前提としたポリファーマーシー対策、処方内容変更のためのプロトコールを作成している等	-
682	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。	-
683	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	在宅当番医制（地域患者の時間外等外来に係る複数医療機関による輪番体制）への参加	在宅当番医制への参加状況について、選択値の中で該当する項目をご選択ください。月ごとの平均回数は、前年の1月1日から12月31日までの実績を基に計算してください。 ＜在宅当番医制＞ 休日及び夜間において、地域の急病患者の医療を確保するため、地区医師会等が実施するもの。	-
684	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	休日夜間急患センター等に参加	休日夜間急患センター又はそれに類似する施設に医師を派遣している場合は、選択値の中で該当する項目をご選択ください。月ごとの平均回数は、前年の1月1日から12月31日までの実績を基に計算してください。	-
685	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	自院の外来患者又は家族からの平日準夜帯（概ね午後6時から午後10時）の対応	診療時間外である平日準夜帯に、外来患者や家族に対し何らかの診療や電話対応を行っている場合は選択値5～8の中で該当する項目をすべてご選択ください。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
686	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	自院の外来患者又は家族からの平日深夜帯（概ね午後10時から明朝6時）の対応	診療時間外である平日深夜帯に、外来患者や家族に対し何らかの診療や電話対応を行っている場合は選択値5～8の中で該当する項目をすべてご選択ください。	－
687	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	自院の外来患者又は家族からの休日の対応	診療時間外である休日に、外来患者や家族に対し何らかの診療や電話対応を行っている場合は選択値5～8の中で該当する項目をすべてご選択ください。	－
688	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	連携医療機関名称1 連携医療機関名称2 連携医療機関名称3 連携医療機関名称4 連携医療機関名称5 連携医療機関名称6 連携医療機関名称7 連携医療機関名称8	医療機関の名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック	－
689		○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	自院における時間外対応加算の届出	本項目は診療所の医療機関のみが対象となります。自院における時間外対応加算の届出について、該当する項目をご選択ください。届出をしていない場合は、“届出無し”をご選択ください。	－
690	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	時間外加算または時間外特例医療機関加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）	「A000初診料」「A001再診料」「A002外来診療料」「B001－2小児科外来診療料」「B001－2－9地域包括診療料」「B001－2－10認知症地域包括診療料」「B001－2－11小児かかりつけ診療料」「B001－2－12外来腫瘍化学療法診療料」における時間外加算及び時間外特例医療機関加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	－
691	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	深夜加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）	「A000初診料」「A001再診料」「A002外来診療料」「B001－2小児科外来診療料」「B001－2－9地域包括診療料」「B001－2－10認知症地域包括診療料」「B001－2－11小児かかりつけ診療料」「B001－2－12外来腫瘍化学療法診療料」における深夜加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	－
692	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	休日加算の算定回数（初診料、再診料、外来診療料分）	「A000初診料」「A001再診料」「A002外来診療料」「B001－2小児科外来診療料」「B001－2－9地域包括診療料」「B001－2－10認知症地域包括診療料」「B001－2－11小児かかりつけ診療料」「B001－2－12外来腫瘍化学療法診療料」における休日加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	－
693		○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	夜間・早朝等加算の算定回数（初診料、再診料分）	本項目は機関区分が診療所の医療機関のみが対象となります。「A000初診料」「A001再診料」「B001－2－9地域包括診療料」「B001－2－10認知症地域包括診療料」における夜間・早朝等加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	－
694	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。	－
695	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称	自院又は連携による後方支援病床（在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床）の確保	自院又は連携により、在宅患者が病状悪化で入院が必要になった際に受入れができる病床を確保している場合は、選択値4～6の中で該当する項目をご選択ください。	－
696	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称	連携医療機関名称1 連携医療機関名称2 連携医療機関名称3 連携医療機関名称4 連携医療機関名称5 連携医療機関名称6 連携医療機関名称7 連携医療機関名称8	医療機関の名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック	－
697	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況	入退院支援加算の算定回数（精神科を含む）	「A246入退院支援加算」及び「A246－2精神科入退院支援加算」の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	－
698	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況	地域の入退院支援ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況	自院が所在する地域の入退院支援ルールを運用している場合、又は地域連携クリティカルパスに参加している場合は、選択値4～6の中で該当する項目をご選択ください。 〈地域連携クリティカルパス〉 患者が早期に自宅に帰れるように、治療を受けるすべての医療機関で共有する診療計画のこと。	－
699	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況	参加する地域連携クリティカルパス	該当するものを全てご選択ください。	－
700	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	開放型病院共同指導料(Ⅰ)の算定回数	「B002開放型病院共同指導料(Ⅰ)」の状況について、算定回数をご回答ください。	－
701	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	開放型病院共同指導料(Ⅰ)のレセプト件数	「B002開放型病院共同指導料(Ⅰ)」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	－
702	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	退院時共同指導料1の算定回数（精神科を含む）	「B004退院時共同指導料1」の状況について、算定回数をご回答ください。	－
703	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	地域連携診療計画加算の算定回数	「A246地域連携診療計画加算（入退院支援加算）」の状況について、算定回数をご回答ください。	－
704	○				2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	開放型病院共同指導料(Ⅱ)の算定回数	本項目は「機関区分」において、“1：病院”を選択した医療機関のみが対象となります。「B003開放型病院共同指導料(Ⅱ)」の状況について、算定回数をご回答ください。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
705	○				2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	開放型病院共同指導料(Ⅱ)のレセプト件数	本項目は機関区分が病院の医療機関のみが対象となります。 「B003開放型病院共同指導料(Ⅱ)」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
706	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	退院時共同指導料2の算定回数(精神科を含む)	「B005退院時共同指導料2」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
707	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況	介護支援等連携指導料の算定回数	「B005-1-2介護支援等連携指導料」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
708	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数(月平均)	前年度(4月1日～3月31日)に特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数(月平均)について、該当する項目をご選択ください。 ＜外来患者数(月平均)＞ 前年度の月次平均外来患者数。なお、月次平均外来患者数とは前年度の外来患者延べ数(在宅患者数を除く)を前年度1年間の外来診療を行った月数で割った数値。 ＜特定機能病院＞ 医療法により、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、高度の医療に関する研修を実施する能力等を備え、厚生労働大臣が個別に承認する病院。具体的には、大学の医学部付属病院本院等が承認されている。 ＜地域医療支援病院＞ 医療法により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院のこと。主に各地の急性期病院の中核を担う医療機関。 ＜紹介受診重点医療機関＞ 高度な入院治療を受ける前後の外来や特殊な治療機器を使用するような一般的に受診するには紹介状が必要とされる医療機関として都道府県が公表した病院のこと。	-
709	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット(ナビイ)を通じて情報提供することができます。	-
710	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	訪問診療の実施	訪問診療を実施している場合は、“有り”をご選択ください。	-
711	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	自院において主治医として管理している在宅患者数	「訪問診療の実施」について「有り」を選択した場合、回答してください。	-
712	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	在宅患者に対する連絡体制の確保状況	自院において在宅患者に対して個別に連絡先の共有をおこなうなど何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとして該当する項目をご選択ください。なお、「他医療機関等と連携」とは、自院以外の医療機関や専門のコールセンター等と協力し、在宅患者に対する連絡体制を確保していることを指します。	-
713	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	連携医療機関名称1 連携医療機関名称2 連携医療機関名称3 連携医療機関名称4 連携医療機関名称5 連携医療機関名称6 連携医療機関名称7 連携医療機関名称8 連携訪問看護ステーション名称1 連携訪問看護ステーション名称2 連携訪問看護ステーション名称3 連携訪問看護ステーション名称4 連携訪問看護ステーション名称5 連携訪問看護ステーション名称6 連携訪問看護ステーション名称7 連携訪問看護ステーション名称8	医療機関、訪問看護ステーションの名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック ○○法人XX訪問看護ステーション	-
714	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	在宅患者に対する往診体制の確保状況	在宅患者に対する往診体制を確保している場合は、選択値2～5の中で該当する項目をご選択ください。自院において在宅患者に対する往診体制を確保するために何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとしてご回答ください。	-
715	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	連携医療機関名称1 連携医療機関名称2 連携医療機関名称3 連携医療機関名称4 連携医療機関名称5 連携医療機関名称6 連携医療機関名称7 連携医療機関名称8	医療機関、訪問看護ステーションの名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック ○○法人XX訪問看護ステーション	-
716	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	在宅患者に対する訪問看護体制の確保状況	在宅患者に対する訪問看護の体制を確保している場合は、選択値2～5の中で該当する項目をご選択ください。自院において在宅患者に対する訪問看護体制を確保するために何らかの対応をされている場合は一定の対応をおこなっているものとしてご回答ください。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
717	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況	連携訪問看護ステーション名称1 連携訪問看護ステーション名称2 連携訪問看護ステーション名称3 連携訪問看護ステーション名称4 連携訪問看護ステーション名称5 連携訪問看護ステーション名称6 連携訪問看護ステーション名称7 連携訪問看護ステーション名称8	医療機関、訪問看護ステーションの名称は省略せずにご記載ください。法人立の場合は法人名についてもご記載ください。 (記載例) ○○法人XX病院 XXクリニック ○○法人XX訪問看護ステーション	-
718	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)1の算定回数	「C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)1」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
719	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)1のレセプト件数	「C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)1」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
720	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)2の算定回数	「C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)2」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
721	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)2のレセプト件数	「C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)2」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
722	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	乳幼児加算の算定回数(在宅患者訪問診療料(1)・(2))	「C001在宅患者訪問診療料(Ⅰ)」及び「C001-2在宅患者訪問診療料(Ⅱ)」に併せて算定される乳幼児加算の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	-
723	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の算定回数	「C001-2在宅患者訪問診療料(Ⅱ)」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
724	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問診療料(Ⅱ)のレセプト件数	「C001-2在宅患者訪問診療料(Ⅱ)」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
725	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問診療の診療報酬項目の算定状況	在宅時医学総合管理料の算定回数	「C002在宅時医学総合管理料」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
726	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	往診料の算定回数	「C000往診料」の状況について、算定回数をご回答ください。保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合、又は海路による往診を行った場合で、特殊の事情があったときの往診料(特別往診料)を算定している場合は、当該算定回数も含めてご回答ください。	-
727	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	夜間往診加算の算定回数	「C000夜間往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
728	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	深夜往診加算の算定回数	「C000深夜往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
729	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	休日往診加算の算定回数	「C000休日往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
730	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	緊急往診加算の算定回数	「C000緊急往診加算」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
731	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における往診の診療報酬項目の算定状況	往診時医療情報連携加算(往診料)の算定回数	「C000往診時医療情報連携加算(往診料)」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
732	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問看護・指導料の算定回数	「C005在宅患者訪問看護・指導料」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
733	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	在宅患者訪問看護・指導料のレセプト件数	「C005在宅患者訪問看護・指導料」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
734	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	同一建物居住者訪問看護・指導料の算定回数	「C005-1-2同一建物居住者訪問看護・指導料」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
735	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	同一建物居住者訪問看護・指導料のレセプト件数	「C005-1-2同一建物居住者訪問看護・指導料」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
736	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)の算定回数	「I012精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
737	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)のレセプト件数	「I012精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
738	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の算定回数	「I012精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
739	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護の診療報酬項目の算定状況	精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)のレセプト件数	「I012精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
740	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における訪問看護指示料の診療報酬項目の算定状況	訪問看護指示料の算定回数（精神科を含む）	「C007訪問看護指示料」及び「I012－2精神科訪問看護指示料」の状況について、算定回数の合計値をご回答ください。	－
741	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における在宅看取りの実施状況	看取り加算または在宅ターミナルケア加算のレセプト件数	「C000往診料」及び「C001在宅患者訪問診療料（Ⅰ）」「C001-2在宅患者訪問診療料（Ⅱ）」に併せて算定される看取り加算または在宅ターミナルケア加算の状況について、レセプト件数の合計値をご回答ください。	－
742	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	自院における在宅看取りの実施状況	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。	－
743	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	主治医意見書の作成	自院において前年の1月1日～12月31日までの間において主治医意見書を作成している場合は、“有り”をご選択ください。 ＜主治医意見書＞ 介護保険法では、被保険者から要介護認定の申請を受けた市町村は、当該被保険者の「身体上又は精神上の障害(生活機能低下)の原因である疾病又は負傷の状況等」について、主治医から意見を求めることとされている。主治医意見書は、この規定に基づき、申請者に主治医がいる場合には、主治医がその意見を記入するもの。	－
744	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会の設定・サービス担当者会議等への参加	介護支援専門員や相談支援専門員との相談機会又はサービス担当者会議やそれに類似する会議に、前年の1月1日～12月31日までの間において参加した場合は、“有り”をご選択ください。 ＜サービス担当者会議＞ 介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議。または、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために、利用者及びサービス利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議。	－
745	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加	地域ケア会議又は市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場に、前年の1月1日～12月31日までの間において参加した場合は、“有り”をご選択ください。 ＜地域ケア会議＞ 市町村等が主催し、地域包括システムの深化・推進に向けて、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備のための地域の関係者による会議。①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能を有する。	－
746	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	居宅療養管理指導の対応	前年1月1日～12月31日の間に居宅療養管理指導を実施している場合は、“有り”をご選択ください。 ＜居宅療養管理指導＞ 要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り居宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るもの。	－
747	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況	在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定回数	「C011在宅患者緊急時等カンファレンス料」の状況について、算定回数をご回答ください。	－
748	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	介護保険施設等における医療の提供体制	以下の対象施設において医療提供を行っている場合は、選択値4～6の中で該当する項目をご選択ください(複数選択可)。 ＜対象施設＞ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	－
749	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	協力医療機関となっている介護保険施設等の名称1 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称2 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称3 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称4 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称5 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称6 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称7 協力医療機関となっている介護保険施設等の名称8	協力先施設の名称は省略せずにご記載ください。	－
750	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	自院において主治医として管理している施設入居中の患者数	主治医や配置医として管理する高齢者施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設）に入居中の患者数について、該当する項目をご選択ください。なお、患者数は当年度の1月1日時点です。	－
751	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	介護保険施設等連携往診加算（往診料）の算定回数	「C000介護保険施設等連携往診加算（往診料）」の状況について、算定回数をご回答ください。令和6年度診療報酬で新設された診療行為であることから、10か月分（令和6年6月～令和7年3月）の状況をご回答ください。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
752	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	協力対象施設入所者入院加算の算定回数	「A253協力対象施設入所者入院加算」の状況について、算定回数をご回答ください。令和6年度診療報酬で新設された診療行為であることから、10か月分（令和6年6月～令和7年3月）の状況をご回答ください。	-
753	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	緊急時施設治療管理料の算定回数	介護老人保健施設入所者に対して算定する「緊急時施設治療管理料」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
754	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	緊急時施設治療管理料のレセプト件数	介護老人保健施設入所者に対して算定する「緊急時施設治療管理料」の状況について、レセプト件数をご回答ください。	-
755	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	介護保険施設等における医療の提供状況	施設入居時等医学総合管理料の算定回数	「C002-2施設入居時等医学総合管理料」の状況について、算定回数をご回答ください。	-
756	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況	地域の医療介護情報共有ネットワーク（システムを含む）の仕組みへの参加	地域における医療や介護に関する情報共有の枠組みや、ICTを用いた患者情報の共有ネットワークに参加している場合は、“有り”をご選択ください。（電子カルテの情報共有システムへの参加やコミュニケーションツールの活用などが挙げられます。）	-
757	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況	参加している情報共有ネットワーク	「地域の医療介護情報共有ネットワーク（システムを含む）の仕組みへの参加」について「有り」を選択した場合、回答してください。	-
758	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	ACPの実施状況	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等を踏まえた適切な意思決定支援に関する指針策定の状況	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを踏まえた適切な意思決定支援に関する指針を策定している場合は、“1：策定済”をご選択ください。ガイドラインは、以下URLをご参照ください。https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf	-
759	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	ACPの実施状況	人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等を介護支援専門員や相談支援専門員へ提供	人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等を介護支援専門員や相談支援専門員へ提供している場合は、“有り”をご選択ください。	-
760	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	ACPの実施状況	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。	-
761	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	健診	法定健診・検診	健診の実施状況に関して、該当する健診があれば当該項目をご選択ください（複数選択可）。	-
762	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	予防接種	定期予防接種	定期予防接種を実施している場合は、“有り”をご選択ください。 ＜定期予防接種＞ A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して実施する予防接種。	-
763	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	地域活動	学校医・園医	自院において学校医・園医として勤務する医師がいる場合は、“有り”をご選択ください。	-
764	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	地域活動	産業医	自院において産業医として勤務する医師がいる場合は、“有り”をご選択ください。	-
765	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	地域活動	警察医	自院において警察医として勤務する医師がいる場合は、“有り”をご選択ください。	-
766	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	学生・研修医・リカレント教育等の教育活動	臨床研修医の教育・研修	臨床研修医の教育・研修（基幹型臨床研修病院（大学病院含む）、協力型臨床研修病院（大学病院含む）、臨床研修協力施設）を実施している場合は、“有り”をご選択ください。	-
767	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	学生・研修医・リカレント教育等の教育活動	総合診療専門研修プログラムへの参加	総合診療専門研修プログラムに参加していている場合は、“有り”をご選択ください。 ＜総合診療専門研修プログラム＞ 一般社団法人日本専門医機構が認定する総合診療専門医研修プログラムのこと。	-
768	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	学生・研修医・リカレント教育等の教育活動	総合診療専門研修プログラム以外のリカレント教育・研修（派遣の受入れ、雇用等）プログラムへの参加	総合専門医研修プログラム以外のリカレント教育・研修プログラムに参加し派遣の受入れや雇用等をおこなっている場合は、“有り”をご選択ください。	-
769	○	○			2.(1)かかりつけ医機能	学生・研修医・リカレント教育等の教育活動	特記事項	かかりつけ医機能、1号機能のうち、「院内掲示」、「かかりつけ医機能に関する研修修了者」、「総合診療専門医」、「一次診療の対応ができる領域・疾患」、「患者からの相談」の項目においてご回答いただいた内容について、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。なお、ご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）を通じて情報提供することができます。	-

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
770	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	看護師の配置状況	一般病床 療養病床 精神病床 結核病床 感染症病床	各病床別の1日平均患者数(※1)÷看護師及び准看護師数(※2) 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までを記入してください。 (※1) 前年度(4月～翌年3月)の1日平均患者数とする (※2) 前年度3月31日時点の看護師及び准看護師数(常勤換算)とする 一般病床と感染症病床を持っている病院で、基本的に一般病床に看護師が配置されており、感染症病床には患者がいる時のみ看護師が配置される場合の「感染症病床の看護師の配置状況」について、 感染症病床に患者がいる時の看護師の配置人数が算出可能であれば、感染症病床の1日平均患者数をその配置人数で割って算出してください。	診療報酬上の看護配置基準（7対1等）ではなく、医療法に基づく人員配置標準（3対1等）で報告するものですのでご注意ください。 ＜人員配置標準（看護職員）＞ 一般病床　3：1 療養病床　4：1 精神病床（大学病院等）3：1 精神病床（上記以外）4：1 感染症病床　3：1 結核病床　4：1
771	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策（1）医療安全についての相談窓口の設置の有無	医療安全についての相談窓口の設置有無	病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。	－
772		○	○	○	3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口の設置の有無	所内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。	－
773	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策（2）医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	医療安全管理者の配置の有無 専任（専従）担当者 兼任担当者	当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。	－
774		○	○	○	3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全管理者の配置の有無	医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。	－
775	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策（3）医療安全管理部門の設置	医療安全管理部門の設置の有無	専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。	「医療安全管理部門の設置の有無」が「1:有り」の場合、部門構成員としての医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、保健師・助産師・看護師、事務職員、その他を設定してください。
776	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策（4）医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業（事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業）に参加しているかどうか。	－
777		○			3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策	医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業（事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業）に参加しているかどうか。	－
778	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策　医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無	医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無	医療事故調査・支援センター又は医療事故調査支援団体等連絡協議会が実施する研修（当該センターから委託されて実施されるものを含む。）を病院管理者が受講しているかどうか。	－
779		○	○	○	3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策	医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無	医療事故調査・支援センター又は医療事故調査支援団体等連絡協議会が実施する研修（当該センターから委託されて実施されるものを含む。）を病院管理者が受講しているかどうか。	－
780	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の医療安全対策　他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無	他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施の有無 医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無	以下について、それぞれその実施の有無を記載してください。 ・他の病院・診療所の医療安全対策を評価しているかどうか。 ・他の病院・診療所から医療安全対策の評価を受けているかどうか。 評価については、以下の内容に対する評価を含むものとする。 ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理委員会の活動状況 （イ）医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進 （ロ）当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知（医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む） （ハ）当該対策の遵守状況の把握 イ 当該医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況 具体的な評価方法及び評価項目については、当該医療機関の課題や実情に合わせて連携する医療機関と協議し定めること。その際、独立行政法人国立病院機構作成の「医療安全相互チェックシート」や「医療安全地域連携シート」を参考にすること。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
781	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の院内感染対策（1）院内感染対策担当者の配置	院内感染対策担当者の配置有無 専任（専従）担当者 兼任担当者	当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。	「院内感染対策部門の設置有無」が「1:有り」の場合、専任(専従)担当者、兼任担当者の有無を設定してください。
782	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の院内感染対策（2）院内感染対策部門の設置	院内感染対策部門の設置有無	専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか。	－
783	○				3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の院内感染対策（3）厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）への参加の有無	厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）への参加の有無	JANISと比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策にJANISを活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。	－
784		○			3.医療の実績、結果に関する事項	法令上の義務以外の院内感染対策	厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）への参加の有無	JANISと比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策にJANISを活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。	－
785	○				3.医療の実績、結果に関する事項	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無	入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。	－
786	○				3.医療の実績、結果に関する事項	診療情報管理体制	オーダリングシステム（検査）の導入 オーダリングシステム（処方）の導入 オーダリングシステム（予約）の導入	検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム（オーダエントリーシステム）の導入の有無	－
787	○				3.医療の実績、結果に関する事項	診療情報管理体制	ICDコードの利用	「ICDコードの利用」とは、ICD（※）コードに基づいた診療情報管理を行っていること。 ※ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）：異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関（WHO）より提示されている分類。	－
788	○	○	○		3.医療の実績、結果に関する事項	情報開示に関する体制	情報開示に関する窓口の有無 情報開示に関する料金	院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。	「情報開示に関する窓口の有無」が「1:有り」の場合、情報開示に関する料金（消費税込み）を設定してください。 通貨単位（円）まで入力ください。 診療記録・検査記録等の複写や、検査画像のCD-Rへの複写等、複数の価格設定がある場合は、複数入力ください。 （例1） 診療記録、検査記録等の複写（コピー）：10円/枚。 放射線画像の CD-R への複写（コピー）：1,000円/枚。 （例2） 開示申請料（1件につき）：300円、開示手数料：10円（A4サイズ1枚あたり）、20円（A3サイズ1枚あたり）、検査画像については、CDでの提供で1枚あたり1,500円
789	○				3.医療の実績、結果に関する事項	症例検討体制	臨床病理検討会の有無	当該病院内において定期的に実施している臨床病理検討会（CPC）があるかどうか。	－
790	○				3.医療の実績、結果に関する事項	症例検討体制	予後不良症例に関する院内検討体制の有無	当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制（M&M）があるかどうか。	－
791	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析実施の有無	死亡率、再入院率など、患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。	－
792	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果提供の有無	治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。または、年報やホームページで提供しているかどうか。	－
793	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果提供の有無	治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。または、年報やホームページで提供しているかどうか。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
794	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	患者数	一般病床 療養病床 精神病床 結核病床 感染症病床	当該病床の入院患者延数÷暦日(365日) 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までを記入してください。	前年度(4月～翌年3月)の患者数とする
795	○	○	○		3.医療の実績、結果に関する事項	患者数	外来患者数	外来患者延数÷実外来診療日数 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までを記入してください。	前年度(4月～翌年3月)の患者数とする 外来患者延数は、往診患者数を含めない 実外来診療日数は、各科別の年間の外来診療日数ではなく、病院の実外来診療日数とする
796	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	患者数	在宅患者数	在宅患者延数÷実在宅診療日数 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までを記入してください。	前年度(4月～翌年3月)の患者数とする
797	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	平均在院日数	一般病床 療養病床 精神病床 結核病床 感染症病床	＜＜療養病床以外＞＞ 年間在院患者延数÷(0.5×(年間新入院患者数+年間退院患者数)) ＜＜療養病床＞＞ 年間在院患者延数÷(0.5×(年間新入院患者数+年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数＋年間退院患者数＋年間同一医療機関内の他の病床に移された患者数)) 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までを記入してください。	前年度(4月～翌年3月)の患者数とする
798	○	○	○		3.医療の実績、結果に関する事項	患者満足度の調査	患者満足度調査の実施有無	患者に行う当該病院等に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。	－
799				○	3.医療の実績、結果に関する事項	妊産婦等満足度の調査	妊産婦等満足度調査の実施有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。	－
800	○	○	○		3.医療の実績、結果に関する事項	患者満足度の調査	患者満足度調査結果の提供有無	患者満足度についてのアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。	「患者満足度調査の実施有無」が「1:有り」の場合、設定してください。
801				○	3.医療の実績、結果に関する事項	妊産婦等満足度の調査	妊産婦等満足度調査結果の提供有無	助産所の満足度に関するアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。	「妊産婦等満足度調査の実施有無」が「1:有り」の場合、設定してください。
802	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院又は診療所にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院又は診療所にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。	－
803				○	3.医療の実績、結果に関する事項	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。	－
804	○				3.医療の実績、結果に関する事項	医療の評価機関による認定の有無	公益財団法人日本医療機能評価機構による認定の有無	公益財団法人日本医療機能評価機構による認定を受けているか。	－
805	○				3.医療の実績、結果に関する事項	医療の評価機関による認定の有無	JCI(Joint Commission International)による認定の有無	JCI(Joint Commission International)による認定を受けているか。	－
806	○				3.医療の実績、結果に関する事項	医療の評価機関による認定の有無	一般財団法人日本品質保証機構による認定の有無	一般財団法人日本品質保証機構による認定を受けているか。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
807	○	○	○	○	3.医療の実績、結果に関する事項	医療の実績、結果に関する特記事項	特記事項	医療の実績、結果に関して、特記すべき事項や追加情報などございましたら、ご自由にご記載ください。	※令和7年4月に追加または名称変更された以下の難病について対応が可能な場合は、本特記事項欄へ記載いただくようお願いいたします。 【令和7年4月に追加された指定難病】 ・LMNB1 関連大脳白質脳症 ・PURA 関連神経発達異常症 ・極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ・乳児発症 STING 関連血管炎 ・原発性肝外門脈閉塞症 ・出血性線溶異常症 ・ロウ症候群 【令和7年4月に名称変更となった指定難病（※変更後の名称）】 ・免疫性血小板減少症 ・睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
808	○	○	○		3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）	医療機関の人員配置	その他医療従事者	「その他医療従事者」は、国家資格の保有の有無を問わず、事務職員を含めた人数をご報告ください。	－
809	○	○	○	○	3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	総数（常勤） 総数（非常勤） 総数（常勤と非常勤の合計）	「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき記載してください。 （例）医療機関が定める常勤の勤務時間が週40時間であり、週40時間勤務が1人、週20時間勤務が1人の場合 総数（常勤）=40÷40＝1人 総数（非常勤）＝20÷40＝0．5人 総数（常勤と非常勤の合計）については、「合計」ボタンをクリックすると自動計算され記入される 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までを記入してください。	担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上してください。看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上してください。 報告日時点の人数で計上してください。
810	○				3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	入院担当（常勤）	総数（常勤）の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの（外来担当と分けられない場合、重複計上可）	報告日時点の人数で計上してください。
811	○				3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	入院担当（非常勤）	総数（非常勤）の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの（外来担当と分けられない場合、重複計上可）	報告日時点の人数で計上してください。
812	○				3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	外来担当（常勤）	総数（常勤）の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの（病棟担当と分けられない場合、重複計上可）	報告日時点の人数で計上してください。
813	○				3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	外来担当（非常勤）	総数（非常勤）の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの（病棟担当と分けられない場合、重複計上可）	報告日時点の人数で計上してください。
814		○			3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	外来の看護師数（常勤）	勤務時間の概ね8割以上を外来部門で勤務する常勤の看護師数をご回答ください。	－
815		○			3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	外来の看護師数（非常勤）	勤務時間の概ね8割以上を外来部門で勤務する非常勤の看護師数をご回答ください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。	－
816	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	在宅に関わる看護師数（常勤）	勤務時間の概ね8割以上を在宅医療部門で勤務する常勤の看護師数をご回答ください。	－
817	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	在宅に関わる看護師数（非常勤）	勤務時間の概ね8割以上を在宅医療部門で勤務する非常勤の看護師数をご回答ください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。	－
818	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	特定行為研修修了看護師数（常勤）	常勤の特定行為研修修了看護師数をご回答ください。 ＜特定行為研修修了看護師＞ 特定行為に係る看護師の研修制度を修了した看護師のこと。	－
819	○	○			3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	医療機関の人員配置	特定行為研修修了看護師数（非常勤）	非常勤の特定行為研修修了看護師数を常勤換算によりご回答ください。常勤換算については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位までを算出してください。 ＜特定行為研修修了看護師＞ 特定行為に係る看護師の研修制度を修了した看護師のこと。	－

項番	病院	診療所	歯科	助産所	大項目	中項目	項目名	説明	注意事項
820	○	○			4.難病	対応可能な指定難病	対応可能な指定難病	指定難病に対する「対応可能な」の定義について、当該医療機関で難病の診断まで行える場合「対応可能」と回答ください。 診断のみでその後のフォローはできず、「対応可能」とすると、期待外れにつながる懸念があると医療機関が判断する場合は、念のため外来特記事項等に詳細（経過観察、フォローはできない等）を自由記載ください。	※令和7年4月に追加または名称変更された以下の難病について対応が可能な場合は、項番807「医療の実績、結果に関する特記事項」へ記載いただくようお願いいたします。 【令和7年4月に追加された指定難病】 ・LMNB1 関連大脳白質脳症 ・PURA 関連神経発達異常症 ・極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ・乳児発症 STING 関連血管炎 ・原発性肝外門脈閉塞症 ・出血性線溶異常症 ・ロウ症候群 【令和7年4月に名称変更となった指定難病（※変更後の名称）】 ・免疫性血小板減少症 ・睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症

【ローマ字表記について】

ヘボン式ローマ字表記は次のとおりです。

50音	あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
	か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
	さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
	た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
	な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
	は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
	ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
	や	YA			ゆ	YU			よ	YO
	ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
	わ	WA	ゐ	I			ゑ	E	を	O
	ん	N(M)								
濁音 半濁音	が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
	ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
	だ	DA	ぢ	JI	づ	ZU	で	DE	ど	DO
	ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
	ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO
拗音	きゃ	KYA			きゅ	KYU			きょ	KYO
	しゃ	SHA			しゅ	SHU			しょ	SHO
	ちゃ	CHA			ちゅ	CHU			ちょ	CHO
	にゃ	NYA			にゅ	NYU			にょ	NYO
	ひゃ	HYA			ひゅ	HYU			ひょ	HYO
	みゃ	MYA			みゅ	MYU			みょ	MYO
	りゃ	RYA			りゅ	RYU			りょ	RYO
	ぎゃ	GYA			ぎゅ	GYU			ぎょ	GYO
	じゃ	JA			じゅ	JU			じょ	JO
	びゃ	BYA			びゅ	BYU			びょ	BYO
	ぴゃ	PYA			ぴゅ	PYU			ぴょ	PYO

【注意点】

○撥音　「ん」はＮと表記するが、Ｂ・Ｍ・Ｐの前の「ん」はＭと記入する。
（例）難波（なんば）ＮＡＭＢＡ
本間（ほんま）ＨＯＭＭＡ
三瓶（さんぺい）ＳＡＭＰＥＩ

○促音　子音を重ねて表記する。後ろがＣの場合は、子音は重ねず、前にＴをおく。
（例）服部（はっとり）ＨＡＴＴＯＲＩ
吉川（きっかわ）ＫＩＫＫＡＷＡ
八丁（はっちょう）ＨＡＴＣＨＯ

○長音　ヘボン式では長音を表記しない。「うう」はＵＵではなくＵ、「おう」「おお」はＯＵ、ＯＯではなくＯと表記
（例）大野（おおの）ＯＮＯ
河野（こうの）ＫＯＮＯ

○ファ行　ファ行は「Ｆ」を利用する。
（例）ファミリー　Family